

文京区景観計画（骨子）

「(仮称) 文京区景観計画骨子（案）」と比較し、加筆・変更した主な部分をアンダーラインで示し、削除した主な部分を二重線で示しています。

加筆・変更の出処の凡例は、以下のとおりです。

凡例

- 【検討委】・・・・・・・・第2回景観計画検討委員会における意見（参考資料第1号）
- 【景観審】・・・・・・・・平成23年度第3回景観審議会における意見（資料第2号）
- 【パブコメ】・・・・・・・・「(仮称) 文京区景観計画骨子（案）のパブリックコメント」における意見（資料第3号）
- 【説明会】・・・・・・・・「(仮称) 文京区景観計画骨子（案）の区民説明会」における意見（資料第3号）
- 【庁内連】・・・・・・・・第3回景観計画検討庁内連絡会における意見（資料第4号）

※出処の末尾に記載している番号は、それぞれの資料に記載している意見の番号と対応しています。

文京区景観計画（骨子）の構成

はじめに

- (1) 本計画における「景観」とは
- (2) 景観計画策定の背景
- (3) 景観行政団体への移行の意義
- (4) 景観計画の区域
- (5) 景観計画の位置付け

第1章 文京区の景観の特性

- (1) 地形 (2) 歴史・文化 (3) まちのまとまり
- (4) 骨格 (5) 拠点 (6) 緑 (7) 活動

第2章 景観づくりの目標と基本方針

- (1) 「景観特性」を生かした景観づくり
- (2) 景観づくりの目標
- (3) 景観づくりの基本方針

第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準

- (1) 景観形成基準の考え方
- (2) 届出制度による規制・誘導

第4章 公共施設における先導的な景観づくり

- (1) 公共施設における先導的な景観づくり
- (2) 公共施設の整備に関する景観づくりの方針
- (3) 景観重要公共施設の整備に関する事項

第5章 景観資源の保全

- (1) 景観重要建造物の指定方針
- (2) 景観重要樹木の指定方針

第6章 屋外広告物の表示等に関する方針

第7章 景観形成の推進

資料編 景観特性基準が適用される場所

はじめに

(1) 本計画における「景観」とは

景観とは、建物や看板、木々の緑など、日ごろ、私たちが目にしているまちの様子や風景を表す言葉です。景観の背景には、江戸時代の町割りを継承した高台の住宅地等の地域で培われた歴史や、下町風情あるまち等に見られる固有の文化があり、景観は、それらの積み重ねによって作り上げられてきたものをいいます。

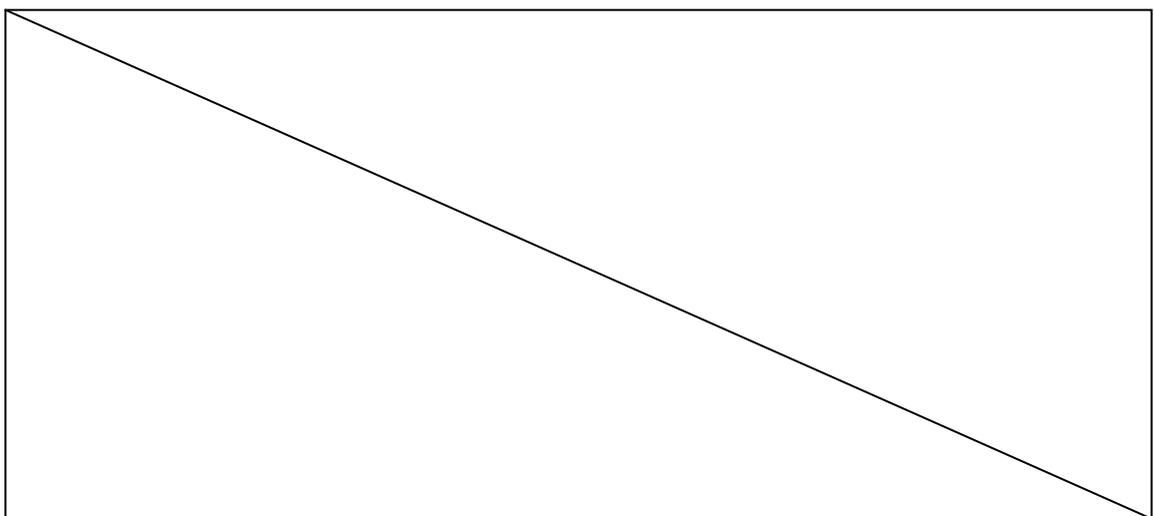
また、良好なまち並み景観を形成する上では、公共建築物や公園、道路などの公共施設だけではなく、個人の敷地内に建つ建物の外観や外構、門や塀、樹木など、私たちが日常生活で見ることができるものは、重要な役割を担っているといえます。

さらに、公園で子供たちが楽しく遊ぶ姿や、駅前や商店街で多くの人が集う姿など、人々の活動や営みも景観の中に含まれる要素のひとつです。

文京区が目指す良好な景観とは、だれもが心地良さを感じることができるまち並みだと考えます。区内には、数多くの坂道や歴史的資産、豊かな緑、人々の賑わいなど、多様な魅力が溢れており、これらは区民が誇れる貴重な資産として、守り、引き継ぎ、創っていかねばならないものです。区の魅力を生かした景観づくりを推進していくことで、心豊かな生活環境がつくられるとともに、地域の個性が育まれ、区民等が地域への愛着や誇りを持てる生き生きと暮らせるまちが形成されます。

良好な景観を形成するためには、長い時間をかけ、区民、事業者、区のそれぞれが相互に役割を果たしながら、協働で景観づくりに取り組んでいくことが求められることから、「文京区景観計画」を定めるものです。

【検討委①、③、④／パブコメ1／説明会33】



図は-1 景観とは

【景観審9】

(2) 景観計画策定の背景

文京区では、文京区景観基本計画（平成9年）及び文京区景観条例（平成11年）に基づき、一定規模以上の建築物や屋外広告物などについて、景観ガイドライン（平成12年）を用いた指導・誘導を行う「景観事前協議」を実施し、平成22年度までの11年間で1,172件の協議を行い、調和のとれた市街地景観を形成してきました。

また、普及啓発事業として、景観形成に貢献した建物や地域活動を表彰する「文の京都市景観賞」や区民等に区内の特色あるまち並みを再発見してもらうための「まち並みウォッチング」を実施し、景観への関心と理解を深めてきました。

一方、我が国では、高度成長期以降、急速な都市化が進み、経済性や効率性、機能性を重視したまちづくりが行われてきました。しかし、都市化の進展が落ち着くにしたがい、美しいまち並み等良好な景観に関する国民の関心が高まり、これまであまり尊重されなかった日本の景観を見直そうという気運の高まりから、平成16年に景観法が制定されました。

景観法では、良好な景観の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにし、景観行政は住民に最も身近な基礎自治体が主体的に担っていくべきという考え方を示すとともに、景観形成の行為規制を行うための仕組みが整えられました。

(3) 景観行政団体への移行の意義

① 区の魅力を生かした景観形成を推進する

自然や歴史的な資源など、文京区らしい景観特性が見られる場所においては、それらをより魅力あるものとするため、特に配慮・貢献すべき基準を定めます。これにより、今まで以上に区の魅力を生かした、きめ細かな景観形成を推進することが可能となることから、景観の質の向上を図ることができます。

さらに、重点的に景観形成を推進する地区を選定し、その地区の持つ景観特性を重視した基準を地区住民との協働によって定め、規制誘導することで、地区の個性を生かした景観を創出していきます。

【検討委②／庁内連1】

② 区民や事業者に分かりやすい仕組みを構築する

現在区内では、文京区景観条例に基づき区が行う景観行政と、東京都景観計画に基づき都が行う景観行政が二重に行われているため、地区や建築物の規模によっては、区だけでなく、都とも協議を行わなければならないことから、区民や事業者にとって分かりにくい仕組みとなっています。

文京区が都の同意を得て景観行政団体となり、東京都景観計画の内容を継承した景観計画を策定することで、これまで区と都の両方で行われてきた協議や手続きの一元化を図ります。

③区と区民の協働による積極的な景観づくりを推進する

景観行政団体となり、景観形成に対する区の積極的な姿勢を示すとともに、道路や公園、河川などにおいて良好な公共空間を創出することによって、先導的に景観形成を推進していきます。

また、地域に親しまれ、ランドマークとなっている建造物や樹木は、除却や外観の変更などにより、良好な景観が大きく損なわれないよう、区の景観施策を通じて区民の景観づくりに対する関心を高めることで、区民の積極的な景観づくりを推進していきます。

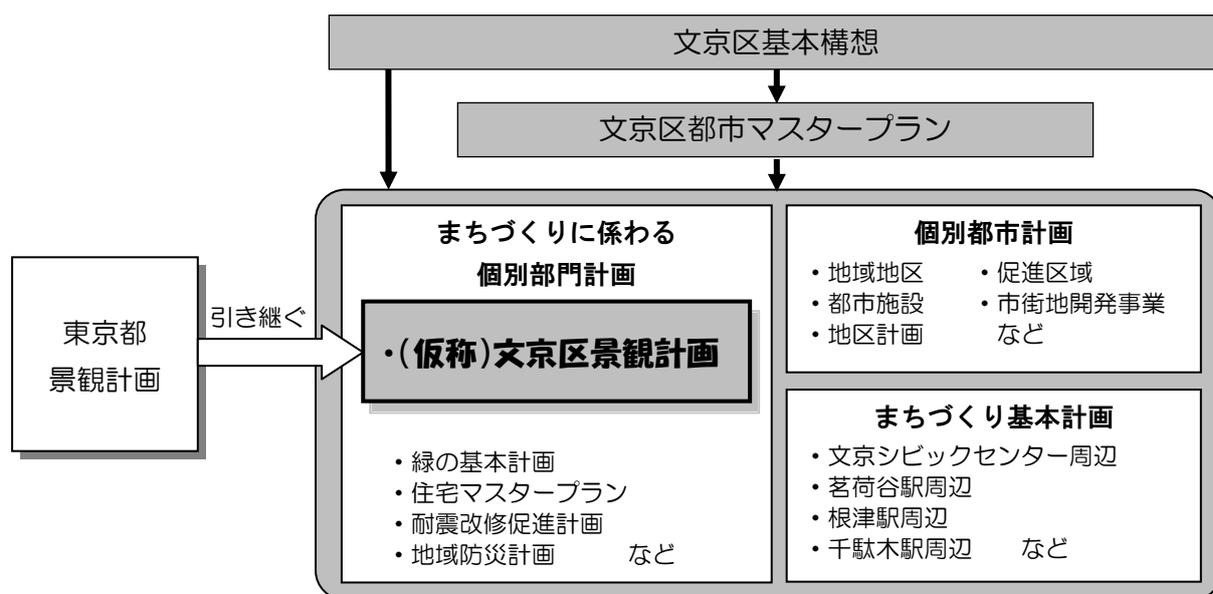
(4) 景観計画の区域

文京区では、区全域の良好な景観形成を図るため、文京区全域を景観法第8条第2項第1号に規定する「景観計画の区域」とします。

(5) 景観計画の位置付け

(仮称)文京区景観計画は、景観法第8条第1項に基づく法定計画として定めるものです。また、文京区基本構想に掲げる分野別の将来像や、文京区都市マスタープランに示す方針を実現するための「まちづくりに係わる個別部門計画」のひとつとして位置付けるとともに、各種行政計画と相互に連携及び調整を図り、文京区らしい魅力溢れる景観の形成を図ります。

文京区景観計画の策定に当たっては、東京都景観計画を引き継ぐとともに文京区景観基本計画や文京区景観ガイドラインなど、区がこれまで独自に運用してきた景観施策を反映します。



図は-2 景観計画の位置付け

第1章 文京区の景観の特性

文京区は、台地と低地が複雑に入り組む起伏に富んだ地形を有し、寺社や史跡など歴史的な資産も豊富に点在しています。また、大名屋敷庭園として整備された小石川後樂園や六義園などの大規模な緑のまとまりや下町風情が残るまちのまとまりなど、魅力溢れる要素や場所が「文京区らしい景観」を構成しています。

本章では、このような「文京区らしい景観」を構成する要素や場所を「景観特性」として捉え、「地形」「歴史・文化」「まちのまとまり」「骨格」「拠点」「緑」「活動」の7つに整理し、それぞれの特徴と課題を明らかにします。

文京区の景観特性	
(1) 地形	起伏に富んだ地形を象徴する坂道
(2) 歴史・文化	地域の景観の基礎となる歴史的資産 まちを彩る季節の風物
(3) まちのまとまり	個性溢れるまちのまとまり
(4) 骨格	都市の骨格を形成する幹線道路と神田川 【景観審2 / パブコメ10】
(5) 拠点	特徴的なまちかど 多くの人々で賑わう拠点
(6) 緑	大規模な緑のまとまり 憩いの空間となる公園
(7) 活動	人の活動

(1) 地形

起伏に富んだ地形を象徴する坂道

文京区は台地と低地が複雑に入り組む起伏に富んだ地形を有しています。そのため区内には多くの坂道が存在します。勾配の緩急や延長、幅員、形状などによって多様な景観が見られ、区民の生活と密接に結びついてきました。

坂道のある風景や坂道を移動するにつれて変化する景色、坂道からの眺望などは、視覚的にも地形の豊かさが感じられる景観といえます。

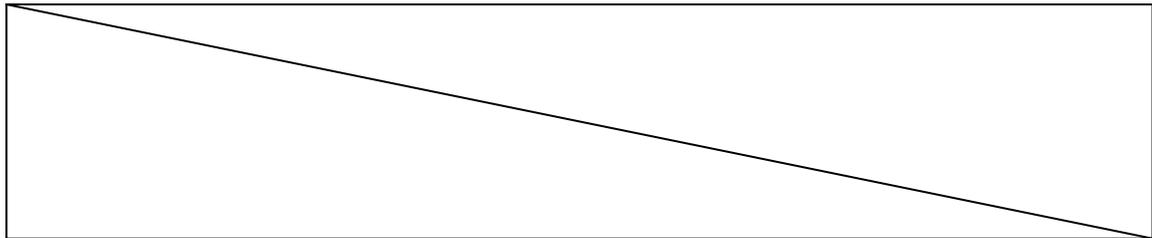


図 1-1 文京区の起伏に富んだ地形

【パプコメ 10】

<高低差によって変化する景観>

坂道では高低差によって景観が大きく変化します。坂道を見上げる場合と見下ろす場合では、異なる景観が見られます。坂下から見上げる際には、台地の低層・中層住宅地を望む場合が多く、坂道を上るにしがたい視界が開けます。また、坂上から見下ろす際には、低地の幹線道路方面を望む場合が多く、遠景には高層建築物が幾重にも重なって見えるなど、見る場所によって異なる景観を楽しませてくれます。



坂上から見下ろす景観
(梨木坂 本郷)

<歴史を感じさせる建物、斜面や擁壁の緑>

沿道の建物や擁壁、敷地内の緑、路面の仕上げなどは、坂道の景観を構成する重要な要素です。季節を感じられる緑豊かな坂道では、心が安らぐ景観が見られます。また、緑化が施された擁壁や石積み擁壁、歴史的な建物や史跡などがある坂道では、歴史や懐かしさを感じさせる景観が見られます。



石積みの擁壁
(藪下通り脇の坂道 千駄木)

<アイストップ>

坂道では、視線の先に見えるものにより受ける印象が大きく異なります。例えば豊かな緑や東京タワー、富士山といったランドマークとなる建造物などが見える場合、それらがアイストップとなり、坂道の景観をより印象深いものとしています。近年では、スカイツリーが見える坂道もあります。



アイストップに緑がある
(善光寺坂 小石川)

景観形成上の課題

< 圧迫感を感じさせる擁壁 >

- 坂道に面する敷地では、擁壁を設ける場合が多く見られます。急な勾配の坂道であれば高い擁壁が、大規模な敷地では横方向に長大な擁壁が現れる場合があります。単調で表情のない仕上げであることによって周辺に与える圧迫感を軽減させるような配慮が必要です。

< 路面の色彩 >

【序内連 2】

- 坂道では、安全性に配慮して路面を塗装している箇所がありますが、周辺のまち並みを阻害しないような工夫が必要です。

(2) 歴史・文化

地域の景観の基礎となる歴史的資産

区内には、六義園や小石川後樂園など、国の重要文化財として指定されている日本でも有数の大名庭園が残されています。また、江戸時代から昭和初期までの歴史的な建築物、由緒ある寺社仏閣や邸宅、商家など、区民の身近なところにも、歴史的な佇まいを残す建物等が数多く分布しています。

こうした地域の歴史を象徴する資産は、まちの歴史を感じさせるだけでなく、地域の個性を生かした景観づくりの基礎となる重要な価値を持っています。

< 歴史を象徴する大名庭園や寺社仏閣等の景観 >

六義園や小石川後樂園をはじめ、東京大学の赤門として親しまれている旧加賀屋敷御守殿門や護国寺、吉祥寺、伝通院、根津神社、湯島天満宮など、区内には文化財としての価値が高く評価されている建造物や、歴史を感じさせる佇まいを持つ寺社仏閣も数多く存在します。それらは、区の歴史の深さを象徴するとともに、地域の景観のシンボリックな存在となっています。



本郷通りのシンボルとなっている赤門
(東京大学 本郷)

< 生活の中に息づく歴史の面影 >

住宅地の一角に明治期から昭和初期にかけて建てられた瀟洒な邸宅が残されていたり、商店街の中に歴史ある木造の建物が残されていたりと、区民生活の身近な場所に、多くの歴史の面影を残しています。



菊坂にある旧伊勢屋質店の土蔵
(本郷)

<門、塀などがつくるまち並み>

建物だけでなく、通り沿いの特徴的な門や塀なども、まち並み景観をつくりだす重要な要素のひとつであり、歴史の風格を感じることができます。



重厚感のある門柱
(芦葉家住宅 千駄木)

<歴史的建造物の敷地内の緑>

護国寺や吉祥寺などの大規模な寺社の敷地内には、丁寧に管理され、季節を感じさせる豊かな樹木が多く残されており、遠くからも視認できる緑のまとまりが形成されています。

また、邸宅等の小規模な歴史的建造物が建つ敷地には、高木が残っている場合が多く、敷地内の緑がまち並みに潤いを与えています。



敷地内の緑がまち並みに潤いを与えている (橋本家住宅 西片)

景観形成上の課題

<配慮を欠いた周辺建物>

- 歴史的資産に隣接した建物の中には、配管や室外機などの設備を歴史的資産に向けて設置しているものがあり、歴史的資産から周辺を見渡した際の景観に配慮することが求められます。

<歴史的建造物の佇まいと調和しない意匠の建物>

- 歴史的資産の周辺では、大規模な建物の長大で無表情な壁面によって、圧迫感を感じさせないような工夫が求められます。

<屋外広告物>

- 歴史的資産の敷地周辺で、けばけばしい色彩の広告物が見られる箇所があり、歴史的資産との調和に配慮することが求められます。

まちを彩る季節の風物

文京区では「文京花の五大まつり」をはじめ、季節に合わせて四季折々の花や紅葉などを楽しめる様々なイベントが行われています。開催期間中は区民だけではなく、広域から多くの人が集まり、その季節ならではの景観を楽しんでいます。

<四季折々の花がつくる景観>

播磨坂の「さくらまつり」をはじめ、根津神社の「つつじまつり」、白山神社の「あじさいまつり」、湯島天満宮の「菊まつり」「梅まつり」は、「文京花の五大まつり」として親しまれ、四季折々の花がつくる潤いある景観を見ることができます。



さくらまつり
(播磨坂 小石川)



つつじまつり
(根津神社 根津)



あじさいまつり
(白山神社 白山)



菊まつり
(湯島天満宮 湯島)



梅まつり
(湯島天満宮 湯島)

<お祭りがつくる景観>

神社等で行われるお祭りは、まちの歴史や文化を物語る大切な景観の要素です。



根津神社の例大祭
(根津)

<街路樹>

区の木としても指定されているイチョウをはじめとして、幹線道路沿いには、街路樹が多く植えられています。春から夏にかけては青々と茂り、秋には黄色に色付くなど、季節によって変化する街路景観を演出しています。



目白通りのイチョウ並木
(関口)



本郷通りのイチョウ並木
(本駒込)

景観形成上の課題

<配慮を欠いた建物>

- ・祭りの会場となる寺社等の敷地の周辺に立地し、草花の背景として見える建物については、配管や室外機などの設備が祭りの会場から見えないよう、配慮が求められます。

(3) まちのまとめ

個性溢れるまちのまとめ

区内には、江戸時代の町割りを継承した良好な低層住宅地や、庶民のまちとして親しまれてきた下町風情のあるまち、印刷・製本関連の事業所が集積するまちなどがあります。こうした特徴的なまちのまとめが、個性溢れるまち並み景観をつくり出しています。

歴史・文化に培われた風格ある住宅地

江戸時代の町割りを継承した高台の良好な住宅地である小日向、明治時代の阿部家により開発された西片町、大正時代の岩崎家により開発された大和郷など、計画的に開発された住宅地や、当時のまちの構成のまま継承されている低層住宅地が幾つも見られます。また、歴史ある建物が残る地域もあり、歴史・文化に培われた風格のある住宅地の景観をつくっています。

<江戸・明治の町割りを継承した道路・街区構成>

小日向は、細い路地に囲まれた短冊状の街区など、江戸時代末期の町割りを継承しており、全体的に道路幅員が狭く、T字路や屈曲した道路が多い、独特の空間が形成されています。また、西片は、比較的幅員の広い道路に囲まれた街区が形成されており、それぞれに個性あるまち並みが、歴史と風格を感じさせています。



緩やかな曲線状の道路と
緑豊かな戸建住宅（小日向）

<歴史の趣を感じさせる住宅地>

江戸から昭和初期にかけての歴史の深い建築物が見られる住宅地があります。そうした住宅地では、地域の歴史や文化を感じることができるとともに、歴史に培われた趣のある景観が見られます。



歴史ある建物が残り趣の
ある景観が見られる（西片）

<緑豊かな住宅地の景観>

樹木や生垣を施している住宅が多いため、緑豊かで潤いのある住宅地の景観が形成されています。小日向には、道路側に高木等豊富な緑を配置している住宅が多く、全体としてゆとりと豊かさを醸し出しています。



石積みの塀と豊かな植栽を施した集合住宅（小日向）

<外壁や外構の工夫によるまち並みの調和>

外壁や外構を工夫して、調和のとれたまち並みを形成している箇所が見られます。西片では、住宅の外壁や塀の意匠・素材・色彩などに統一感が感じられる箇所が見られ、良好なまち並み景観を形成しています。



意匠等が調和している外壁や塀（西片）

【庁内連3】

景観形成上の課題

<圧迫感や閉鎖的な印象を与える塀>

- 住宅地では、表情のない高いコンクリート塀や老朽化した単調なブロック塀などによって、圧迫感のある閉鎖的な印象を与えないような配慮が求められます。

<駐車場によりまち並みの連続性が分断>

- 賃貸駐車場や戸建て住宅の駐車スペースにおいて、植栽による目隠し等の工夫が見られず、自動車が道路に面してむき出しになっている箇所があります。低層住宅や樹木の連なりによるまち並みの連続性が分断されないような配慮が求められます。

<多様な形態意匠の住宅が立地>

- 外壁や外構を工夫して、調和のとれたまち並みを形成している箇所がところどころには見られるものの、戸建て住宅や低層集合住宅、和風や洋風、新しいものや古いもの、歴史性を感じるものからハウスメーカーの建売住宅など、多種多様な建物が共存しているため、住宅の意匠・素材・色彩などが不揃いで、統一感のあるまち並みが形成されていない状況が見られます。

【庁内連3】

下町風情あるまち

根津神社の門前町として栄えた根津や文化人ゆかりの地として名高い千駄木の一部は、江戸時代から「庶民のまち」として賑わい、表通り・横丁・裏通り・路地など、下町風情あるまち並みが見られます。

<下町風情を醸し出す緑や木造住宅>

路地では、敷地内に丁寧に手入れされた緑が豊富な住宅や、趣ある木造住宅が多くが見られます。また、格子をしつらえた建物や木造風建物なども、下町風情を醸し出し、特徴的な景観を見ることができます。



緑豊かな住宅が連なる
下町風情ある路地（根津）



周辺と調和する木造風建物
（根津）

景観形成上の課題

<下町風情ある景観の保全>

- 根津や千駄木では、不忍通り沿道やその周辺において、商業系の用途地域に指定されている地域が多くあります。そのため、共同化等による大規模建築物の建設や、新しい戸建て住宅が建設される場合であっても、下町風情が失われることのないよう配慮が求められます。

<維持管理の行き届かない老朽住宅>

- 木造住宅は、下町風情を感じさせる要素のひとつですが、維持管理が行き届かず、老朽化が進んでいるものも見られます。良好なまち並み景観を形成するためには、建物の適切な維持管理が求められます。

<路地空間のブロック塀>

- 建物によっては、道路と敷地の境界にブロック塀が設置されている箇所があります。幅員が狭い路地空間では、ブロック塀等の無機質で単調な塀を連続して設置しない等、圧迫感や閉鎖的な印象を与えないような工夫が必要です。

【庁内連 4、5】

地場産業が集積したまち

千川通り周辺や水道には、印刷・製本関連の事業所が集積したまち並みが見られます。

<地場産業がつくる景観>

印刷・製本関連の事業所が建ち並び、地域の個性的な景観となっています。



地場産業の集積
(千石)



働く様子も景観のひとつとなっている
(白山)

景観形成上の課題

<安全で快適な歩行空間の形成>

・地区特有の個性的な景観が見られますが、安全で快適な歩行空間を形成する必要があります。

【庁内連5】

寺社が集まる寺町

本駒込、向丘、白山のそれぞれの地区の一部は、明暦の大火後に中心部から集団移転した寺社を中心に、寺町として発展してきました。寺社には緑が多く、寺町では閑静で落ち着きのあふる暮らしやすい環境が形成されています。

<奥行きを感じさせる景観>

寺町ならではの景観として、山門や鳥居から延びた参道や、奥に佇む本堂など、奥行きを感じさせる落ち着いた景観を形成しています。



奥行きを感じさせる入口
(左：天祖神社 本駒込 / 右：常徳寺 本駒込)

<重厚な寺社の建物>

山門、鳥居や本堂など、歴史を感じさせる重厚な建造物が随所に見られ、身近に歴史・文化に触れることができます。



重厚な門構え
(吉祥寺 本駒込)



本堂のどっしりとした瓦屋根
(浩妙寺 向丘)

<緑の創出>

寺社の敷地内にある年輪を重ねた大きな樹木は、周辺からも見ることができ、地域やまち並みに潤いを与えています。



周辺からも見ることもできる寺社の緑
(左：瑞泰寺 本駒込 / 右：海蔵寺 向丘)

景観形成上の課題

<閉鎖的な外構>

- 寺社は周辺に比べて敷地が大きいので、設けられる塀も長く高いものになっています。万年塀やブロック塀のような無機質な壁面が連続する場所では、閉鎖的で圧迫感がある単調な空間とならないよう、工夫が求められます。

<配慮を欠いた周辺建物>

- 幹線道路沿いにある寺社では、隣接する高層の建物が寺社に背を向けた配置となっているものや、配管設備や非常階段がむき出しになっていたり、開口部が極端に少なかったりするものが見られます。寺社の周辺では、寺社からの見え方に配慮することが求められます。

<寺町の佇まいと調和しない意匠の建物>

- 寺社の周辺に現代的な意匠の建物が建てられている箇所が見られます。歴史ある佇まいを感じさせる寺社の集積による特徴的な雰囲気と調和するよう、意匠等の工夫が求められます。

<景観要素として十分に生かされていない>

- 幹線道路沿いにある寺社は、山門の両脇に高層建物等が建ち並び、通りからの視認性が低い状況が見られます。このように、寺社の存在が十分に認識されない状況もあるため、景観資源として十分に生かすような工夫が求められます。

賑わいのある商店街

住民の日常生活に密着したサービスを提供している商店街では、生活感が溢れた賑わいのある景観が見られます。

<地域に即した商店街の形成>

区内には多くの商店街があり、景観も様々です。中には歴史ある建築物が残され、活用されているものなど見られます。



生活用品店が並ぶ商店街
(江戸川橋地蔵通り商店街 関口)



木造3階建ての建物を利用した飲食店(はん亭 根津)

<賑わいの演出>

インターロッキングブロックなどが施された舗装や照明器具、装飾の統一などにより、商店街の賑わいを演出しているところも見られます。



フラッグの統一
(白山下商店会 白山)



舗装整備された商店街
(柳町仲通り商店会 小石川)

景観形成上の課題

<賑わいの連続性が断たれた商店街>

- 商店街の一角にマンション等が立地する場合は、植栽やオープンスペースのない閉鎖的な外構によって、賑わいやまち並みの連続性を損なわないよう配慮することが求められます。

<看板のデザイン等>

- 無造作に設置された、けばけばしいデザインのものぼり旗や看板などにより、景観を阻害することのないよう配慮、工夫する必要があります。

面的に整備された市街地

本郷、湯島、本駒込、教育の森公園周辺などは、戦災復興や震災復興土地区画整理事業により整備された街区構成を基本としたまち並みが形成されています。

<整った道路・街区構成>

見通しが良い通りが多く、また、計画的に整備された大規模公園や施設があり、秩序だった緑豊かな景観が形成されています。

教育の森公園周辺では、公園や学校などの大規模敷地も多く、道路沿いの植栽やアイストッブとなっている公園の樹木などにより、緑が連続する通り景観が形成されています。



見通しの良い通りと学生会館敷地の植栽（教育の森公園周辺 大塚）



見通しの良い通りと学校敷地の植栽（教育の森公園周辺 大塚）

<低中層建築物を主体としたまち並み景観>

地区外周部（幹線道路沿い）は高層建物が多いが、地区内は全体的に低中層（2～5階程度）の建物が多く、比較的落ち着いたまち並みが形成されています。



中層建築物が建ち並ぶまち並み
（左：本郷 / 右：大塚）

景観形成上の課題

<通りに対して閉鎖的な建物の外壁や外構部>

- 地区内の建物は敷地いっぱいに建てられるケースが多く公園の向かいに開口部の少ない建物壁面が連続していたり、配管や室外機が設置されている壁面が露出していたりする場合には、景観への配慮が求められます。

<多様な用途や意匠の建物が混在したまち並み>

- 事務所ビルや中層の集合住宅、低層の戸建て住宅など、多様な用途や意匠の建物が混在して建てられています。そのため、基盤が整備された市街地ではあるものの、必ずしも建物の意匠や色彩などに統一感のない状況が見られます。

(4) 骨格

都市の骨格を形成する幹線道路と神田川

【景観審 2 / パブコメ 10】

幹線道路と神田川は、都市の骨格を形成する主要な要素であり、まちのイメージを形成する上で重要な役割を果たしています。幹線道路では、主に中高層の建物が建ち並び、街路樹が連続し、遠くまで見通すことのできる風景など、幹線道路ならではの景観が形成されています。神田川では、水と緑によって自然が感じられ、潤いのある景観が形成されています。

【景観審 2 / パブコメ 10】

軸となる景観を形成する幹線道路

区内には、区内外及び拠点相互を連絡する主要幹線道路や生活幹線道路があります。道路の形状、沿道の建築物や街路樹などの様々な要素によって、幹線道路ならではの特徴のある景観が見られます。

【景観審 2 / パブコメ 10】

<見通しのきく景観>

幹線道路は幅員が広く、音羽通りのような一直線に伸びた道路や、不忍通りのような緩やかな曲線の道路が多いため、遠くまで見通しのきく景観が形成されています。



視線の先に護国寺が見える
(音羽通り 音羽)

<ランドマークを望む眺望>

幹線道路の視界が開けた場所では、護国寺やスカイツリーなど、遠方のランドマークが見えます。

<街路樹の景観>

幹線道路沿いには、区の木としても指定されているイチョウを中心にハナミズキやトウカエデなど、多くの街路樹が植えられています。街路樹は緑のネットワークを形成するとともに、豊かな緑が生い茂ることによって潤いのある景観をつくり出しています。



街路樹が潤いを与えている
(目白通り 目白台)

<沿道建物の景観>

区内の幹線道路沿道の用途地域は、路線式の商業地域又は近隣商業地域に指定されているため、商業・業務系の土地利用を中心にした商店街が見られるなど、賑わいのある景観を形成しています。

また、幹線道路沿道には中高層の建物が数多く建ち並び景観が見られます。その一方で、本郷通りなど古くからある幹線道路の沿道では、昔ながらの佇まいを見せる建物が残り、新旧の建物が共存した特徴的な景観も見られます。

景観形成上の課題

<屋外広告物>

- ・幹線道路の沿道では、屋外広告物が数多く見られますが、華美になり過ぎないように、まち並みの調和に配慮する工夫が求められます。

<幹線道路裏側の景観>

- ・中高層化が図られた沿道建物の裏側には低層住宅地が広がります。そうした場所では、中高層の建物が低層住宅地へ圧迫感を与えないような配慮が求められます。
- ・建物の側面や裏側に、配管などの設備や非常階段などがむき出しに設置されないような配慮が求められます。

<スカイラインが不揃いな沿道建物>

- ・幹線道路沿道の建物の壁面の位置や高さを周辺建物に調和させるなどの配慮が求められます。

<建築物側面の意匠や色彩>

- ・隣接する建築物の高さが異なる場合、高い方の建築物の側面が見えてしまうため、側面に配管や非常階段がむき出しで設置されている建築物は、雑然とした沿道景観を形成する要因のひとつになっていることから、配慮が求められます。
- ・幹線道路側に正面を向けた建築物が建ち並び、開口部等がない無表情な側面を向けた建築物があることで、統一感を欠いた沿道景観となっている箇所もあることから、配慮が必要です。

神田川

神田川は、区内で唯一水面を見ることが出来る河川であり、川沿いには遊歩道や並木が整備されています。これら水と緑は、都市空間の中で自然や潤いを感じることが出来る景観となっています。

<自然を強く認識できる景観>

地形を感じさせる緩やかな曲線や、水面や岸辺の緑などにより、都市空間の中で自然を強く認識できる景観となっています。



神田川沿いの桜並木
(江戸川公園 関口)



お茶の水橋から上流を見た神田川の景観
(湯島)

<川沿いの緑>

神田川沿いには、並木や量感のある豊かな緑が見られる場所があります。それらの緑と水がつくる空間は、都市の中で潤いを感じさせる景観となっています。



水面に映る岸の並木
(関口)



お茶の水橋から下流を見た神田川の景観
(湯島)

景観形成上の課題

<薄暗い印象の河川景観>

- ・神田川沿いの一部の区間では、南側に平行して高速道路が建造されていたり、川に背を向けて建物が建てられていたりする箇所があります。都市の骨格を形成する主要な要素であることから、薄暗い印象にならないような工夫が必要です。

<潤いの少ない景観>

- ・川岸では、街路樹や宅地内の緑が見られる箇所もありますが、全体的に緑が少なく、また水面も見えにくい箇所もあります。そうした箇所では、潤いを感じられるような工夫が必要です。

【序内連7】

(5) 拠点

多くの人々で賑わう拠点

地域拠点や生活拠点では、日常生活の利便性を高める様々な機能が集積していることから、多くの人々が訪れ、活気に満ちています。こうした人々の活動や生活の中心となる場所では、個性的で賑わいのある景観をつくっていくことが求められます。

<地域拠点>

文京シビックセンター周辺、根津駅・千駄木駅周辺、茗荷谷駅・教育の森公園周辺の地域拠点には、商業施設や事業所、さらにレジャー施設があるなど、人々が集まり、賑わいのある拠点らしい景観が見られます。

また、ジェットコースターや観覧車などの施設が見られる



シビックセンター周辺
(春日)



根津駅周辺
(根津)

場所もあり、まち並みに大きなアクセントを与えています。まち中に設置されたモニュメント、まち並みの一角に設置されたオープンカフェや小さなスペースを利用して整備されたポケットパークなども、個性的なまちかどの景観を演出しているとともに、都市の中の潤いスポットとなっています。



遊園地の施設と
地下鉄丸ノ内線（本郷）



地下鉄水道橋駅入口付近のオブジェ
（本郷）



通りと一体となったオープンカフェ
（後楽）



歩道のスペースを利用した
ポケットパーク（本郷）

<生活拠点>

山の手地域東部の白山駅周辺と、山の手地域西部の江戸川橋駅周辺の生活拠点では、商店街を中心とした活力あるまち並み景観が見られます。



江戸川橋駅周辺
（関口）



白山駅周辺
（白山）

景観形成上の課題

<シンボル性のない景観>

- 根津駅や白山駅周辺では、拠点として文京区の顔となるような景観づくりが求められます。

<ゆとりを感じにくい地下鉄駅周辺>

- 地域拠点や生活拠点周辺は、地下鉄駅が核となっています。地下鉄駅の出入口付近で滞留できるオープンスペースを創出する等、ゆとりを感じさせる景観づくりが求められます。

<魅力を発揮しきれていないまちかど>

- 石碑等が立ち、歴史の刻まれたまちかどや憩いの空間と成り得るまちかどであっても、人混み等に埋もれている箇所が見られます。その魅力が十分に発揮できるような配慮が求められます。

(6) 緑

大規模な緑のまとまり

区内には、小石川後楽園や六義園など江戸時代の大名庭園が残されているほか、大学や公園、寺社の境内など、広い敷地で緑を有した場所では、大規模な緑のまとまりによって潤いある景観を形成しています。

<斜面地緑や緑のスカイライン>

斜面地にある豊かな緑は、視覚的に立体感のある景観をつくりだしています。また、一部では連続した緑がつくり出す緑のスカイラインを見られる場所もあり、潤いを感じられます。



斜面の緑が連なり形成されたスカイライン
(新江戸川公園 目白台)

<ランドマークとなる

緑のまとまり>

護国寺や東京大学などの大規模敷地は、ボリューム感のある緑が形成されており、歴史性とも相まって、緑のランドマークとなっています。



ボリューム感のあるまとまった緑
(左：護国寺 大塚 / 右：東京大学 本郷)

<自然が感じられる景観>

まとまった緑のある敷地では、空も広く、自然が強く感じられる景観が見られます。



池越しに広がる空
(六義園 本駒込)



遮るもののない広い視界
(目白台運動公園 目白台)

<緑視率の高い景観>

敷地内にあるまとまった緑が、塀越しに見えたり、透過性のある塀などにより敷地外からも緑を身近に感じたりすることができ、潤いのある緑視率の高い景観となっています。



煉瓦塀から歩道に溢れる緑
(東京大学 本郷)



敷地内の緑も見通せる透過性のある塀
(国際仏教学大学院大学 春日)

景観形成上の課題

<閉鎖的な大規模敷地の塀>

- 敷地境界に長大で単調なブロック塀等が設置される場合には、閉鎖的な印象を与えないよう、身近に緑が感じられるような工夫が求められます。

<植栽の乏しい周辺建物>

- 公園や庭園など大規模な緑のまとまりの周辺では、接道部に植栽を設けるなど、緑の連続性が分断されないように配慮することが求められます。

憩いの空間となる公園

区内には、住宅地の一角にある小さな公園や、サッカーやテニスの楽しめる大きな運動公園、平坦な公園や地形の特徴を生かした高低差のある公園があります。また、関東大震災の復興の際につくられた公園や大名庭園の名残を残す歴史的な公園など、多種多様な公園があります。

公園は、緑が多く季節の花が楽しめるなど、四季の移り変わりが感じられる場所であるとともに、区民の身近な憩いの空間となっています。

<親しみの持てる樹木や遊具>

区民等が日常的に利用する公園には、木陰をつくる樹木や遊具などがあり、また、そこで憩い、遊ぶ人々が織り成す親しみの持てる景観が広がっています。



木陰をつくる樹木と遊具
(左：久堅公園 小石川 / 右：西片公園 西片)

＜斜面を活かした景観＞

斜面に立地する公園は、地形の変化に富んでおり、立体的で奥行き感のある景観を形成しています。



立体感のある斜面の緑
(左：清和公園 本郷 / 右：江戸川公園 関口)

＜公園からの眺望＞

台地など高台の開けた場所からは、低地の建物や緑を見下ろすことができ、区内のまち並み景観を一望することができます。



斜面地に建つ住宅の屋根の連なりを一望
(小日向公園 小日向)

景観形成上の課題

＜閉塞感や薄暗さを生む塀＞

- 公園の立地や隣接する建物への配慮などから、外周を塀等で囲っている場合、塀の仕上げや木立との位置関係などが、凶らずも、閉塞感や薄暗さを生んでいる場合があることから、公園の景観に配慮することが求められます。

＜植栽の乏しい周辺建物＞

- 公園の周辺の敷地では、接道部に植栽するなどにより、公園の緑との連続性を図る必要があります。

＜配慮を欠いた周辺建物＞

- 公園に隣接した建物等では、配管や室外機などを公園に向けて設置しているものが見られます。公園内から周辺を見渡した際の景観に配慮することが求められます。

(7) 活動

人の活動

区内では、「文の京ロード・サポート」や町会などによる美化活動をはじめ、地域資源のマップづくりや歴史的な建物の保全・活用の支援など、文京区の景観づくりに貢献する活動が、区民や地元企業、NPO等の手によって各所で行われています。

<区民等による公共空間の清潔な景観の維持・創出>

地域住民や民間企業、NPO等により、道路や公園の清掃活動が盛んに行われており、公共空間の清潔感のある景観が維持されています。



町会が行う公園の清掃活動
(須藤公園清掃活動 千駄木)

<敷地前面を利用した花等による演出>

樹木や鉢植え、草花などをしつらえることにより、通りに面したスペースを豊かに演出している住宅が見られます。こうした区民一人ひとりの小さな取組や工夫が、通りを歩く人にも安らぎを与え、生活感の感じられる生き生きとしたまち並み景観をつくり出しています。



敷地内の空いたスペースに
草花を飾り演出(湯島)

景観形成上の課題

<落書き>

- ・塀等への落書きによって景観を損ねている場所があり、改善が求められます。

第2章 景観づくりの目標と基本方針

(1) 「景観特性」を生かした景観づくり

文京区の景観を特徴付けるものとして、起伏に富んだ地形を象徴する坂道や地域の景観の基礎となる歴史的資産、寺町や下町風情あるまちなどの個性溢れるまちのまとまり、都市の骨格をつくる幹線道路や河川、多くの人々が訪れ交流する地域拠点や生活拠点、大規模な緑のまとまりや大小様々な公園、人々の活動など、多様な「景観特性」が挙げられます。

「文京区らしい景観」は、「景観特性」が相まって存在することで形成されています。ひとつひとつの「景観特性」を生かしたきめ細かい景観形成を推進していくことによって、居住者だけでなく来訪者にとっても魅力ある「文京区らしい景観」づくりが行えると考えています。

本計画では、坂道や歴史的資産、緑などの多様な「景観特性」を生かすことを文京区の景観づくりの基本的な考え方とします。

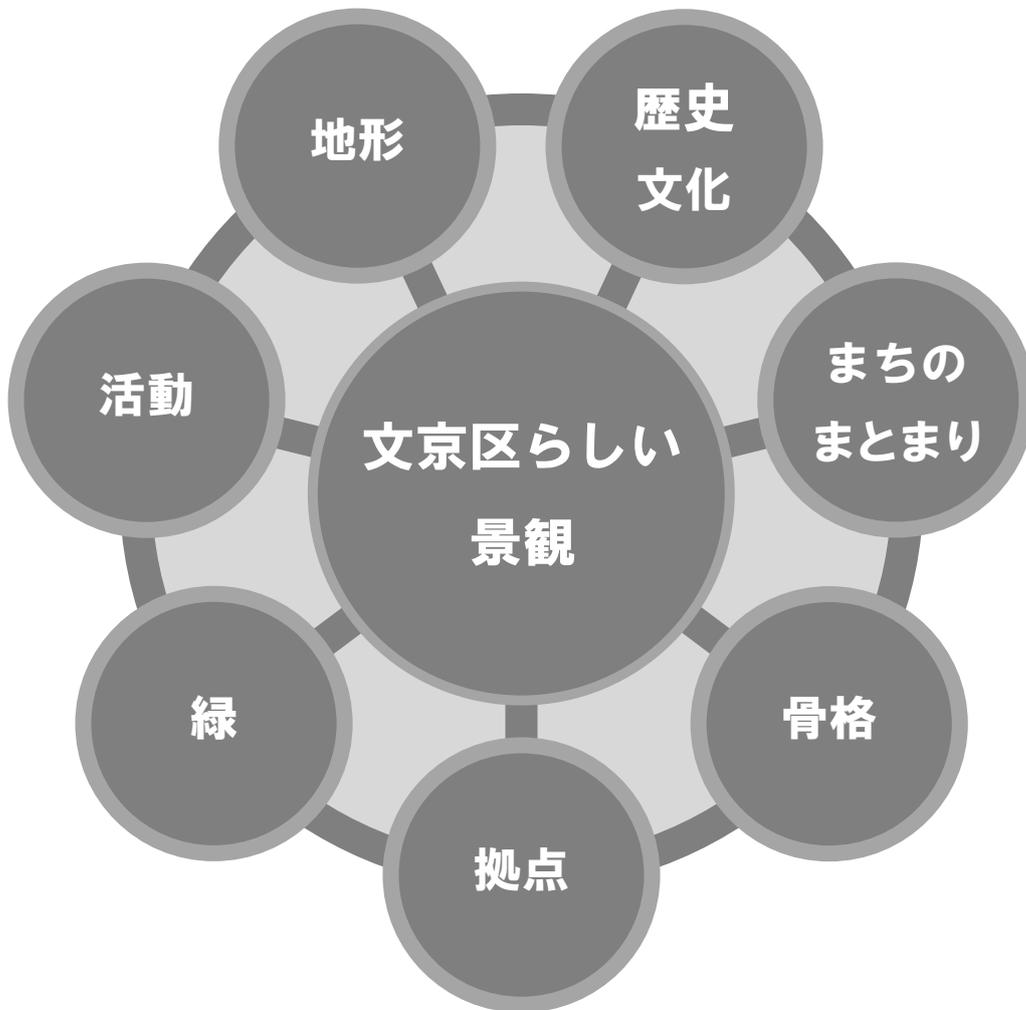


図2-1 「景観特性」と「文京区らしい景観」

(2) 景観づくりの目標

区の景観特性や都市マスタープランに掲げるまちづくりの目標等を踏まえ、景観づくりの目標を以下のように設定します。

～協働で取り組む～

**「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、
文京区らしい魅力溢れる景観づくり**

○「文京区らしさ」を守り、引き継ぎ、創る

- ・文京区は、坂、緑、史跡など、様々な景観特性が相まって「文京区らしい景観」を構成しています。こうした景観特性のひとつひとつを尊重し、守り、引き継ぎ、創っていくことで、それらを生かした魅力溢れる「文京区らしい景観」づくりを行っていきます。

○だれもが快適に暮らせるまちづくりが良好な景観づくりにつながる

- ・子供から高齢者まで、だれもが心地よく暮らせるまちであることは、景観の豊かさにもつながります。良好な景観づくりを進めるためにも快適な空間づくりやコミュニティづくりの視点を大切にしながら取り組みます。

○区民・事業者・区の協働により景観づくりを進めていく

- ・良好な景観は、区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たしながら、お互いの協働によって実現されるものです。景観づくりに当たっては、区民・事業者・区の協働の視点を重視していきます。

(3) 景観づくりの基本方針

景観づくりの目標を踏まえ、魅力溢れる景観づくりを進めるために、以下の景観づくりの基本方針を定めます。(景観法第8条第3項に規定する「良好な景観の形成に関する方針」とします。)



基本方針1：起伏に富んだ地形が誘起する景観の魅力を高める

①地形によって縁取られるまちの特徴を尊重する

文京区は、台地と低地が織りなす起伏に富んだ地形を有しており、この地形を巧みに利用しながら、古くから土地の使い分けがなされてきたため、地形の縁取りにより、特徴のあるまちが形成されています。その特徴を尊重することが、まちの景観の魅力を向上させることにつながります。

②地域に親しまれている坂道など、地形の豊かさを感じさせる通りや場所の魅力を高める

文京区は、起伏に富んだ地形を有しているため、坂道や地形に沿った道が多く、古くから様々な名称が付けられ、住民の生活に密接に結びついてきました。この坂道や地形に沿った道は、移動するにつれて景観が変化し、視覚的にも地形の豊かさを感じることができます。このような地形の豊かさを感じさせる通りや場所の魅力を高めることにより、良好な景観形成を図ります。

③斜面緑地や擁壁など、豊かな地形を感じさせる要素を大切にす

区内に数多く立地する寺社の斜面緑地や坂道に沿った擁壁などは、文京区の豊かな地形を感じさせる重要な要素です。また、斜面緑地の高木や風格のある石積擁壁は、まちの歴史を感じさせてくれます。このような起伏に富んだ地形やまちの歴史を感じさせる要素を、安全性にも配慮しながら景観づくりに生かすことにより、文京区の個性を尊重した景観形成を図ります。

④地形の脈絡を感じさせる景観を大切にす

区内には、谷道・尾根道といった地形を生かした道路が多く、その湾曲した線形が景観を変化に富んだものにしてしています。また、坂道を上るにしたがって開ける視界や高台からの眺望も、地形の起伏を感じさせます。このような、古くから継承された地形の脈絡を感じさせる景観を大切にしながら、文京区らしさを高めていきます。

⑤アイストップとなる要素を大切にす、坂道景観の印象を深める

坂道では、視線の先に見えるものによって受ける印象が大きく異なります。緑豊かな樹木やランドマークとなる建造物などがアイストップとなっている坂道は、その印象をより深いものにしてしています。このようなアイストップとなる要素を大切にす、印象を深めることで、坂道の魅力を高める景観形成を図ります。

基本方針2：歴史あるまちの記憶を呼び起こす景観を大切にする

①歴史的建築物などの保全を図り、それらを中心に個性を生かした景観の創出を図る

区内には、大学関連施設、伊勢五といった商家など、江戸から昭和初期までの歴史的な建築物が残されています。これらはまちの歴史を感じさせるとともに、地域のイメージを形成する重要な要素です。このような歴史的な要素を保全するとともに、それらと周辺建物等を調和させることにより、個性を生かした景観の創出を図ります。

②歴史的資産、施設の名称や地名などから喚起されるイメージを大切にする

文京区は、明治時代以降、多くの文人を輩出してきた地であり、文人ゆかりの史跡など多くの歴史的資産を有しています。また、江戸市街地の境といわれた「かねやす」や文学作品に登場する場所も多くあります。これらの有形・無形の資産から喚起されるイメージを大切にしたい景観形成を図ります。

③地域のイメージを支える風物や歴史を伝える門・塀など、景観要素を効果的に活用する

根津神社のつつじまつり、白山神社のあじさいまつり、湯島天満宮の菊・梅まつりなどの地域に根付いた祭りや播磨坂の桜並木といった特徴的な植栽など、様々な風物により地域のイメージが形成されています。また、寺社や歴史的建築物の歴史を感じさせる門や塀、装飾、旧家の庇・瓦なども風物を印象付ける要素のひとつです。これらを効果的に活用することにより、個性的な景観の形成を図ります。

④歴史的資産からの見え方に配慮した景観づくりを行う

区内には、六義園や小石川後樂園をはじめ、規模の大きな寺社などの歴史的資産が数多くあります。その敷地内から周辺を望む景観は、地域の歴史や文化を感じさせる区の景観特性のひとつです。こうした寺社の敷地等、歴史的資産からの見え方に配慮し、歴史的資産と周辺の建物等が調和した景観をつくります。

⑤寺社の斜面緑地や大名庭園跡地に残る池・湧水などを保全する

寺社の敷地内や崖地に残された斜面緑地、大名庭園を継承した小石川後樂園などの池や湧水は、文京区の豊かな自然を感じさせるものであり、区を特徴付ける要素にもなっています。このような斜面緑地や池・湧水を保全・継承していくとともに、これらと調和した景観を形成していくことにより、文京区らしさを生かした景観の創出を図ります。

基本方針3：まちのまとまりがつくる景観の個性を尊重する

①高台に集積する良好な戸建て住宅地の景観を保全する

区内には、江戸時代の武家屋敷を基にする高台の良好な住宅地、明治時代の阿部家による西片町、大正時代の岩崎家による大和郷といった計画的に開発された住宅地が、当時のまちの構成のままに継承されています。このような住宅地には、緑も多く、歴史に培われた風格があります。低層住宅や樹木の連なりによるまち並みの連続性を維持・創出することなどに配慮しながら、風格を引き継いでいくことが、まちの個性を尊重することになります。

②街区の奥に展開する豊かな路地空間を生かして下町風情ある景観を育成する

根津などの下町風情あるまちは、江戸時代から庶民のまちとしての賑わいがあり、表通り・横丁・裏通り・路地といった街路構成に対応したまち並みを構成しています。街区の奥に展開する路地や手入れされた緑、格子のしつらえなどは、下町風情が特に感じられるもののひとつでもあります。このような江戸時代から継承されてきた町割りを大切にするとともに、路地のイメージ等を生かしながら下町風情ある景観形成を図ります。【庁内連4、5】

③寺社と結びついたまちの趣を大切にする

区内には、根津神社・湯島天神・護国寺など多くの寺社が立地しており、寺社周辺のまちが門前町として発展してきた結びつきを現在も感じることができます。また、本駒込、向丘、白山のそれぞれの地区の一部は、寺町として発展したきたため、現在でも多くの寺社が残り、特徴的なまちのまとまりを形成しています。このような寺社と結びついたまちの趣を継承し、個性的な景観形成を図ります。

基本方針4：文京区を形づくる骨格の景観の魅力を高める

①幹線道路の性格に対応した快適で潤いのある街路景観を創出する

幹線道路は、都市の骨格を形成するものであり、自動車交通だけでなく歩行者にとっても重要な役割を果たしています。また、沿道の建築物等を含めた景観は、まちのイメージを形成する重要なものとなっています。街路樹や街路灯の設置、道路舗装、沿道敷地内の植栽などにより、統一感を持たせた快適で潤いのある景観の形成を図ります。

②ランドマークを望む眺望を大切にした印象的な幹線道路の景観をつくる

幹線道路は幅員も広く、線形も直線や緩やかな曲線の道路が多いため、遠くまで見通しのきく景観が見られます。そうした通りでは、護国寺やスカイツリーなど、遠方に見えるランドマークが通りの景観を特徴付けています。このような眺望を大切にし、地域の個性を生かした景観をつくります。

③沿道の個性を生かしたまとまりのある沿道景観をつくる

幹線道路では、近年建てられた中高層建築物が多く建ち並ぶ景観や、昔ながらの佇まいを見せる建物と新しい建物が共存した特徴的な景観など、沿道に建つ建築物が重要な要素となった様々な景観が見られます。また幹線道路沿いには商店街も多く、賑わいのある景観が見られる場所もあります。そうした沿道の個性を生かしながら、まとまりのある沿道景観の形成を図ります。

④主要な橋梁や特徴的な交差点を個性的なまちかどとして印象付ける

文京区は、JR 山手線・中央線、神田川に囲まれており、JR 駅につながる交差点や神田川に架かる橋梁が、区内外をつなぐゲートの空間となっています。また、江戸時代の市街地の境となった交差点など、まちの歴史をイメージさせるものもあります。このような橋梁や交差点において、特徴的な景観を形成していくことにより、区の骨格を個性的なものとして印象付けます。

⑤水と緑豊かな潤いある神田川の景観をつくる

神田川は、文京区に残された唯一の水の流れであり、川沿いには桜並木や量感のある豊かな緑が見られます。それらがつくる空間は、都市の中で潤いを感じさせる景観となっています。こうした水と緑豊かな潤いある神田川の景観を維持するとともに、さらに高めていきます。

⑥大規模な緑のまとまりや神田川とのつながりを強化する

区内には、歴史的な庭園や大規模な公共施設など、大規模な緑のまとまりが多くあります。また、神田川は、面する緑と合わせて、都市空間の中で自然を強く認識できる場所です。このような水と緑の空間を幹線道路の緑化や緑道などでつなぐことにより、潤いのある景観形成を図ります。

基本方針5：拠点の特性を生かし、個性的で賑わいのある景観をつくる

①駅などを核とした賑わいのある拠点景観の形成を図る

文京区都市マスタープランでは、地域特性と日常生活の行動圏域に基づき、地域区分を「都心地域・下町隣接地域・山の手地域（東部・中央・西部）」の3地域5区分に設定し、地域区分ごとに拠点を配置しています。都心地域と下町隣接地域及び山の手地域中央には「地域拠点」を、山の手地域東部と山の手地域西部には「生活拠点」をそれぞれ配置しています。これらの拠点は多くの人々の活動や生活の中心となっており、活気に満ちています。そのため、オープンスペースやゆとりのある空間を創出し、また楽しく回遊できるように工夫することなどにより、拠点の特性を生かした、賑わいのある景観形成を図ります。

②記憶に残る個性的なまちかどの景観を創出する

拠点となる地区では、ジェットコースターや観覧車などの施設が見られる場所もあり、まち並みに大きなアクセントを与えています。また、ポケットパーク等の小さなスポットやまち中に設置されたモニュメントなども、個性的なまちかどを演出しています。拠点となる都市的な空間では、拠点ならではの個性的なまちかどの景観を創出します。

基本方針6：多様な緑を生かし、潤いのある景観をつくる

①大名屋敷などの緑のまとまりを継承し、周辺にも波及させる

区内には、小石川後樂園や六義園など江戸時代の大名庭園が残されているほか、大名屋敷跡地が公園や大学などの公共的施設として利用されており、大規模な緑のまとまりを形成しています。このような緑のまとまりは、江戸時代から長い年月をかけて形成されてきたものであり、周辺に潤いを与えています。これらを次代へと継承していくとともに庭園周辺に波及させ、潤いのある景観の形成を図ります。

②目に見える緑の増加を図る

大学や寺社、庭園、公園などには、大きな樹木が育っているものが多く、それらの緑は敷地の外からも見ることができ、まち並みに潤いや安らぎを与える重要な存在となっています。こうした敷地内の緑が外からも見える工夫を推奨し、目に見える緑（緑視率）の増加を図ります。

③地域のシンボルとなっている樹木を尊重する

区内には、古くから地域のシンボルとなっていたり、まち並みのアイストップになっているなど、地域の緑豊かな環境や景観を象徴する樹木が数多くあります。これらの樹木は文京区ならではの景観をつくる重要な景観資源です。こうした樹木を尊重し、魅力ある景観づくりに生かしていきます。

④憩いの場である公園の緑を大切にし、潤いのある景観を形成する

区内には、多種多様な公園があります。公園には緑が多く育ち、まち中でだれもが気軽に訪れることができる身近な憩いの空間として親しまれています。こうした特性を生かし、公園からの見え方に対する配慮や公園周辺にも緑を波及させるなど、潤いのある景観を広めていきます。

基本方針7：人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進める

①人々が交流できる空間を創出する

公園で子供たちが楽しく遊ぶ姿や、駅前や商店街で多くの人が集う姿、カフェでくつろぐ姿など、人々の活動や営みも景観の要素のひとつです。そのため、オープンスペースや憩いの場など、人々が交流できる空間を創出することにより、人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進めます。

②生活感が感じられ、生き生きとしたまち並みをつくる

住宅地では、それぞれの敷地を利用して、樹木や草花、鉢植えなどをしつらえ、通りに面したスペースを豊かに演出している景観が見られます。こうした景観は、まち並みに潤いを与えるだけでなく、水やり等手入れをしている様子から、日ごろの生活感を感じられ、通りを歩く人の心を和ませます。また、人と人との交流が生まれるきっかけにもなります。このような区民一人ひとりの小さな取組や工夫による景観づくりを支援し、生き生きとしたまち並みをつくれます。

基本方針 8：自然環境を保全し、人にやさしい地域に愛着や誇りを持てる環境を整える

①寺社の斜面緑地や大名庭園跡地に残る池・湧水などを保全する

寺社の敷地内や崖地に残された斜面緑地、大名庭園を継承した小石川後樂園などの池や湧水は、文京区の豊かな自然を感じさせるものであり、区を特徴付ける要素にもなっています。このような斜面緑地や池・湧水を保全・継承していくとともに、これらと調和した景観を形成していくことにより、文京区らしさを生かした景観の創出を図ります。

①文京区全域の景観の質を向上させ、地域に愛着や誇りを持てる環境を整える

坂道や歴史的資産、緑のまとまりなど、多様な景観特性を生かしたきめ細かい景観形成を行っていくに当たっては、建築物や屋外広告物、道路などのまち並みを構成する要素を、単体として捉えるだけでなく、周辺のまち並みに十分に配慮したものとすることが必要不可欠です。区民・事業者・区が協働して、これらの要素をつくっていくことにより、文京区全域の景観の質が向上し、地域に愛着や誇りを持てる環境が整えられていきます。

②電線類の地中化や放置自転車の解消など、歩く人にやさしい歩行空間を創造する

歩道に設置された電柱や電線、地下鉄駅周辺の放置自転車は、歩行者の通行の安全を阻害するだけでなく、まちの景観を損なうものとなっています。そのため、C.C.BOX（電線共同溝）の導入などによる電線類の地中化を推進するとともに、放置自転車の解消にも努め、高齢者を含めたすべての人が安心して歩ける歩道空間を整備し、良好な景観の形成を図ります。

②屋外広告物や工作物、建物の色彩などを周辺の景観と調和させる

無秩序に設置された屋外広告物や看板類、露出したビルの設備機器類、けばけばしい建物の色彩などは、まちの景観を雑然としたものにします。設置位置の工夫や目隠し等の配慮、落ち着いた色彩などにより、調和のとれた市街地景観をつくります。

③道行く人が心地良さを感じる空間をつくる

歩道に設置された電柱や電線、地下鉄駅周辺の放置自転車などは、まちの景観を損なうものとなっています。また、敷地境界部の空地等は、通りから見える部分であり、まち並み景観を構成する要素のひとつです。電線類の地中化や放置自転車の解消に努めるとともに、空地に植栽を施したり、仕上げを工夫したりすることにより、道行く人が心地良さを感じるまち並み景観の形成を図ります。

④公開空地の創出や彫刻・ストリートファニチャーの設置などによる親しみのある空間づくりに努める

幹線道路沿道などは、大規模建築物等が連続することにより、単調で親しみのない景観になりがちです。そのため、公開空地の設置、壁面のセットバック、植栽や彫刻、ベンチ・街路灯などのストリートファニチャーの設置などにより、快適で親しみやすい空間の形成に努めます。

第3章 良好な景観づくりのための景観形成基準

(1) 景観形成基準の考え方

景観づくりの目標や基本方針を実現し、文京区らしい魅力的な景観形成を図るためには、個々の建築物の新築や工作物の新設などを計画する際に、周辺のまち並みの状況や地域で培われた歴史・文化を踏まえた上で、周辺の景観との調和を意識するとともに貢献する計画とすることが必要です。

そこで、建築物の建築等に対し、良好な景観形成のために配慮すべき事項を示した「景観形成基準」を定めます。(景観法第8条第2項第2号に規定する「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」として定め、同条第4項第2号の規制又は措置の基準とします。)

景観形成基準は、区内一律のものではなく、計画地周辺のまち並みや歴史・文化によって異なるため、「建物の高さを〇〇mにする」といった具体的な数値等を示すものではなく、「高さは周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図る」というような、周辺への配慮を主眼とした内容を基本とします。また、基準を段階的に設定し、それぞれの景観に相応しいものを定めます。

まず、区内全域において、良好な景観を守るため、区内のどの場所であっても守るべき最も基本的な配慮事項を「一般基準」として定めます。

また、文京区の景観を特徴付け、「文京区らしい景観」を構成する「景観特性」を生かすため、特に配慮すべき事項を「景観特性基準」として定めます。

さらに、区が新たに指定する特定の地区において、地区固有の資源や特性に応じた良好な景観形成を推進するため、よりきめ細かな配慮事項を「地区限定基準」として定めます。

これらの3段階の基準により、特徴のあるきめ細かい景観形成を図ります。

なお、東京都が既に地区を指定し、定めている基準は、引き継ぐものとします。

1) 一般基準

一般基準は、区内全域を対象に、区内のどの場所であっても守るべき最も基本的な配慮事項を定めた基準です。

現在、区が策定している景観ガイドライン及び東京都景観計画の内容を引き継ぎます。

○景観形成の方向性

個人の敷地内に建つ建物であっても、道路等の公共空間から見える部分については、良好な景観をつくる上で重要な役割を担っているものといえます。そのため、建築物等を計画する際には、周辺のまち並みに配慮し、貢献する計画とすることが必要です。

・調和のとれた市街地景観をつくる

外壁の色彩や形態意匠、屋外階段や室外機等の付帯設備などは、まちの景観を雑然としたものにしないよう配慮することにより、調和のとれた市街地景観をつくる。

・地域の個性を尊重した景観をつくる

賑わいのある商店街や落ち着いた住宅街など、地域によって個性が異なるため、周辺のまち並みに合わせた計画とし、地域の個性を尊重した景観をつくる。

・心地良い空間をつくる

敷地境界部に植栽したり、空地の仕上げを工夫したりするなどにより、居住者だけでなく道行く人も心地良さを感じる空間をつくる。

【検討委⑥、⑦、⑧】

○配慮すべき事項

建築物等の配置、高さ・規模、形態・意匠・色彩、外構・緑化などについて、配慮すべき事項を定めます。具体的な内容については、今後検討することとします。

○大規模な建築物の建設又は建替えに対し、より積極的な景観への貢献を求める

大規模な建築物の建設又は建替えについては、景観への影響が大きいことから、周辺のまち並みへの調和だけでなく、より積極的に景観への貢献を求めるための基準を定めます。

2) 景観特性基準

景観特性基準は、坂道、文化財、寺社などの「文京区らしい景観」を構成する要素や場所を「景観特性」とし、それらを生かすための配慮事項を定めた基準です。

○景観特性基準と景観形成の方向性

表 3-1 景観特性基準と景観形成の方向性

景観特性基準	景観形成の方向性
<p>主要な「坂道」の沿道に対する基準 (坂道基準)</p>	<p>擁壁の意匠や素材などづくり方の配慮による圧迫感の軽減や坂道の勾配を意識させるような工夫、緑化、沿道の建物等と調和した色彩を用いるなど、歴史の趣が感じられ潤いのある坂道景観をつくる。</p>
<p>文化財や寺社などの「歴史的資産」の周辺に対する基準 (歴史的資産基準)</p>	<p>建物や外構などについて、歴史的資産からの見え方や歴史的資産との調和に配慮するとともに、緑化を図るなど、歴史的資産を生かし、周辺が一体となって歴史を感じさせる景観をつくる。</p>
<p>「まちのまとまり」に対する基準 (まちのまとまり基準)</p>	<p>低層住宅地、寺町、下町風情あるまちなど、特徴が顕著なまちのまとまりごとの特性に応じた景観をつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層住宅地 塀による圧迫感を軽減するよう、接道部に緑を増やす工夫をするなど緑豊かで歴史に培われた風格のあるまち並み景観を引き継ぐ。 ・寺町 まちのまとまりを特徴付ける寺社とのつながりを大切にし、寺社の佇まいをまち並みに生かした景観をつくる。 ・下町風情あるまち 【序内連 4】 江戸時代から継承されてきた町割りを大切にするとともに、建物低層部のしつらえの工夫等により、路地や植木、格子戸など下町風情を感じさせるまち並み景観を引き継ぐ。
<p>「幹線道路等」の沿道における基準 (幹線道路基準)</p>	<p>建物がつくるスカイラインの連続性等に配慮し、色彩や意匠の工夫、緑化などにより圧迫感を和らげたり、沿道の建物等と色彩の調和を図ったりするなど、軸としての景観にふさわしい秩序ある沿道景観をつくる。</p>
<p>都市マスタープランに位置付けられた「拠点」における基準 (拠点基準)</p>	<p>賑わいやオープンスペースの創出などに配慮し、拠点にふさわしい個性的な景観をつくる。</p>
<p>公園などの「緑のまとまり」の周辺に対する基準 (緑のまとまり基準)</p>	<p>緑のまとまりが周辺に波及するよう、緑の連続性の確保や緑の量の増加など、緑視率の向上を図るとともに、公園からの見え方に対する配慮など、緑豊かで周辺市街地と一体的な景観をつくる。</p>

○景観特性基準が適用される場所

資料編を参照

○基準が重複する場所における考え方

例えば、坂道の沿道に対する基準と歴史的資産の周辺に対する基準が重複して該当する敷地がある場合、それぞれの基準に基づいて、建築等の行為を行うことが必要となります。



・計画地は「坂道」「幹線道路等」「緑のまとまり」に隣接しています。この場合は・・・

○一般基準（区内全域で共通する基準）

+

○景観特性基準「坂道」

+

○景観特性基準「幹線道路等」

+

○景観特性基準「緑のまとまり」

それぞれの基準に適合することが求められます。

図3-1 景観特性基準の適用例（イメージ）

3) 地区限定基準

<神田川景観基本軸基準>

東京都景観計画において指定された神田川景観基本軸の地区内における基準

<文化財庭園等景観形成特別地区基準>

東京都景観計画において指定された文化財庭園等景観形成特別地区の地区内における基準

- *小石川後楽園
- *六義園
- *旧岩崎邸



図3-2 神田川景観基本軸及び文化財庭園等景観形成特別地区の位置図

<景観形成重点地区基準>

地区固有の資源や特性を生かし、特に良好な景観形成を重点的に推進する地区として、区が新たに景観形成重点地区に指定し、きめ細かな誘導を図ります。

景観形成基準等については、地区住民との協働（ワークショップや説明会）によって検討していきます。

景観形成基準の構成の模式概念図

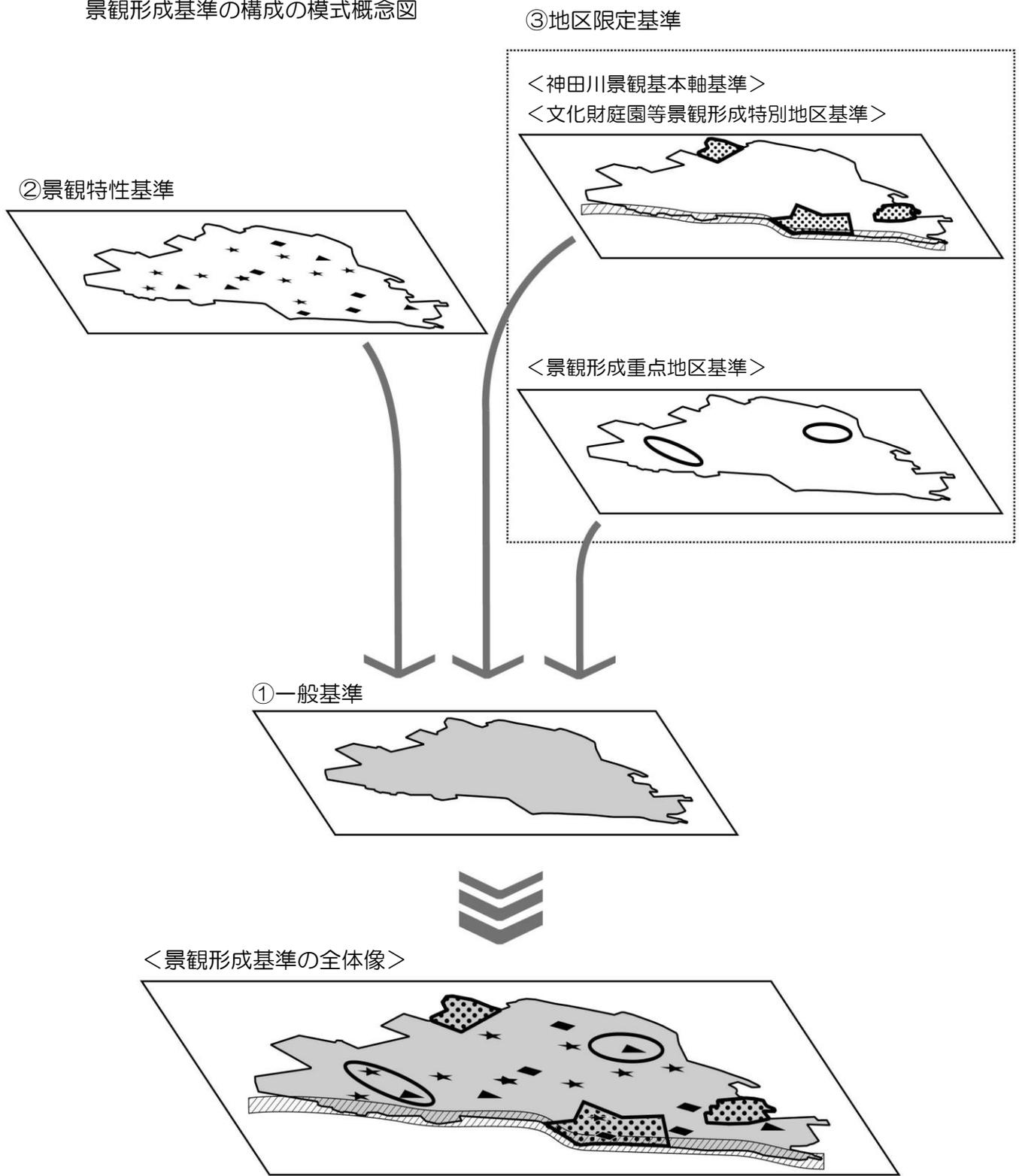


図3-3 基準の構成を表す概念模式図

【検討委⑤】

(2) 届出制度による規制・誘導

現在実施している「景観事前協議」を引き継ぎ、一定規模以上の建築物の建築等に対し、建築確認等の事前に届出を義務付け、景観形成基準への適合を求めて協議を行う制度を運用し、規制・誘導を図ります。協議に際しては、景観に関する見識・経験を持つ専門家（景観アドバイザー）を活用し、助言・指導を行いながら質の高い景観形成を図ります。

届出の対象となる行為・規模については、現在、文京区景観条例で定めている行為・規模を基に、これまでの取組よりもさらにきめ細かい景観形成を図るよう、対象を拡大します（対象となる敷地面積や延床面積を引き下げます。）。

対象の拡大に当たっては、「景観特性」を生かした景観づくりを進めるため、「景観特性」が見られる場所を考慮し、対象規模の地域区分を検討するとともに、景観形成上大きな影響を与えると考えられる一定規模以上の建築物等を率先して誘導する考え方で検討します。

表 3-2 （参考）文京区景観条例で定める行為・規模

対象となる行為	地域	規模
中高層建築物の新築、改築、外観の変更など（※1）	商業地域	敷地面積 500 m ² 以上又は延床面積 2,000 m ² 以上
	近隣商業地域	敷地面積 500 m ² 以上又は延床面積 1,500 m ² 以上
	その他の地域	敷地面積 400 m ² 以上又は延床面積 1,000 m ² 以上
長期優良住宅の新築、改築、外観の変更など（※2）	区内全域	すべて

※1 当該敷地が複数の用途地域にまたがる場合は、過半を占める用途地域の基準を適用する。

※2 新築、増築、改築、又は移転その他外観の過半にわたる色彩の変更若しくは模様替え。

第4章 公共施設における先導的な景観づくり

(1) 公共施設における先導的な景観づくり

国・都・区が住民の協力を得ながら整備する道路や公園などの公共施設は、まちの基盤を整備するものであり、景観上も重要な要素となっています。また、都市の基盤となる施設だけでなく、建物等すべての公共施設は、多くの人々が利用するものであり、区の景観を印象付ける重要な要素となっています。そのため、公共施設の整備においては、国・都・区が模範となる景観整備を積極的に推進し、区全体の景観形成の先導的役割を果たしていくことが求められています。

(2) 公共施設の整備に関する景観づくりの方針

区役所や学校、図書館などの公共建築物や公園、道路など、国・都・区が維持・管理する公共施設の整備に関し、周辺の景観特性に配慮するとともに、都市計画道路拡幅に合わせた電線類の地中化や放置自転車対策など、国・都・区が先導的に景観形成を推進し、他の模範となる景観を創出するための景観づくりの方針を定めます。

表 4-1 公共施設の種類と景観づくりの方針

公共施設の種類	景観づくりの方針
公共建築物等 (区役所、学校、図書館、自転車駐車場など)	公共施設の種類に応じて、景観づくりの方針を定めます。
公園	
道路	
河川	
橋梁	
その他	

(3) 景観重要公共施設の整備に関する事項

地域のシンボルとなっており、良好な景観形成に重要な公園、道路、河川(※)は、景観法第8条第2項第4号のロに基づく景観重要公共施設に指定し、その整備や占用許可に関する事項を定めます。

※景観重要公共施設として指定できる公共施設は、景観法により、公園、道路、河川と定められています。景観上重要な公共建築物については、景観法第19条第1項に定める景観重要建造物として指定することができます。

第5章 景観資源の保全

(1) 景観重要建造物の指定方針

区内には、地域の歴史を物語る歴史的な建物やまち並みのシンボルとなっている建物が数多くあります。これらは文京区ならではの景観をつくる重要な景観資源でもあります。

景観法に基づく景観重要建造物の制度では、こうした地域の景観の核となるような景観上重要な建造物や工作物を広く指定することができます。

文京区では、地域のシンボルとなっている建造物や工作物について景観重要建造物の指定方針を示し、所有者の意向を踏まえながら指定していくことを検討します。

景観重要建造物に指定されると

- ・ 指定された建造物の現状変更に関しては区長の許可が必要となります。
- ・ 外観を保存するため、建築基準法上の制限の一部を緩和することが可能になります。

(2) 景観重要樹木の指定方針

区内には、古くから地域のシンボルとなっている樹木や、まち並みのアイストップになるなど地域の緑豊かな環境や景観を象徴する樹木などが数多くあります。これらの樹木は文京区ならではの景観をつくる重要な景観資源です。

景観法に基づく景観重要樹木の制度では、地域の景観の核となるような景観上重要な樹木を広く指定することができます。

文京区では、地域のシンボルとなっている樹木について景観重要樹木の指定方針を示し、所有者の意向を踏まえながら指定していくことを検討します。

景観重要樹木に指定されると

- ・ 指定された樹木の現状変更に関しては区長の許可が必要となります。

第6章 屋外広告物の表示等に関する方針

良好なまち並み景観の形成にとって、屋外広告物は重要な存在です。文京区では、「文京区屋外広告物景観ガイドライン」に基づいて、屋外広告物の指導・誘導を行ってきました。

景観計画の策定に当たり、屋外広告物の表示及び屋外広告物の設置に関する行為の制限の方針について示し、「文京区屋外広告物景観ガイドライン」の内容を計画に反映させます。

第7章 景観形成の推進

(1) 景観形成推進の基本的考え方

景観形成は長い時間をかけて行うものであるため、できるところから取組を進めることが大切です。また、文京区らしい魅力的な景観づくりを進めていくためには、景観づくりを担う区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たし、景観づくりに関わる様々な取組を複合的に積み重ね実践していくことが重要です。

区民一人ひとりが、景観に対して意識・関心を持つことが重要であるとともに、地域に住む様々な人と共通の考え方を持つことが大切です。また、事業者も景観に対する意識を持ち、事業を進めることが重要です。そして、区は景観づくりの方向性を示し、区民が主体的に活動できる仕組みを整えていきます。ここでは、景観形成推進のために必要な事項を定めます。

(2) 実現に向けての方策

景観形成にかかわる専門的な助言を得るため、景観アドバイザーを活用した現行の届出制度を、引き続き実施していきます。実施に当たっては、事業者等に対し、制度の内容やまち並み景観への配慮の仕方などについて、ガイドライン等を用いて分かりやすく説明するとともに、協議物件を定期的に見て回るなどチェック体制を強化し、変更届等のないものには注意を促していきます。建築等の完了時には現地を確認し、届出の内容と相違がある場合には改善してもらおう等、良好なまち並み景観の形成を推進していきます。

また、「文の京都市景観賞」や「まち並みウォッチング」など現在実施している事業に加えて、景観形成を更に推進していくために新たに取り組む事業などについて検討します。検討に当たっては、「(仮称)文京区景観計画の策定に向けた意見交換会」での意見を参考にしながら、景観に対する普及啓発活動の充実や区民一人ひとりが行う景観づくりを支援する仕組みの導入などについて検討します。

【検討委⑩】

資料編

景観特性基準が適用される場所

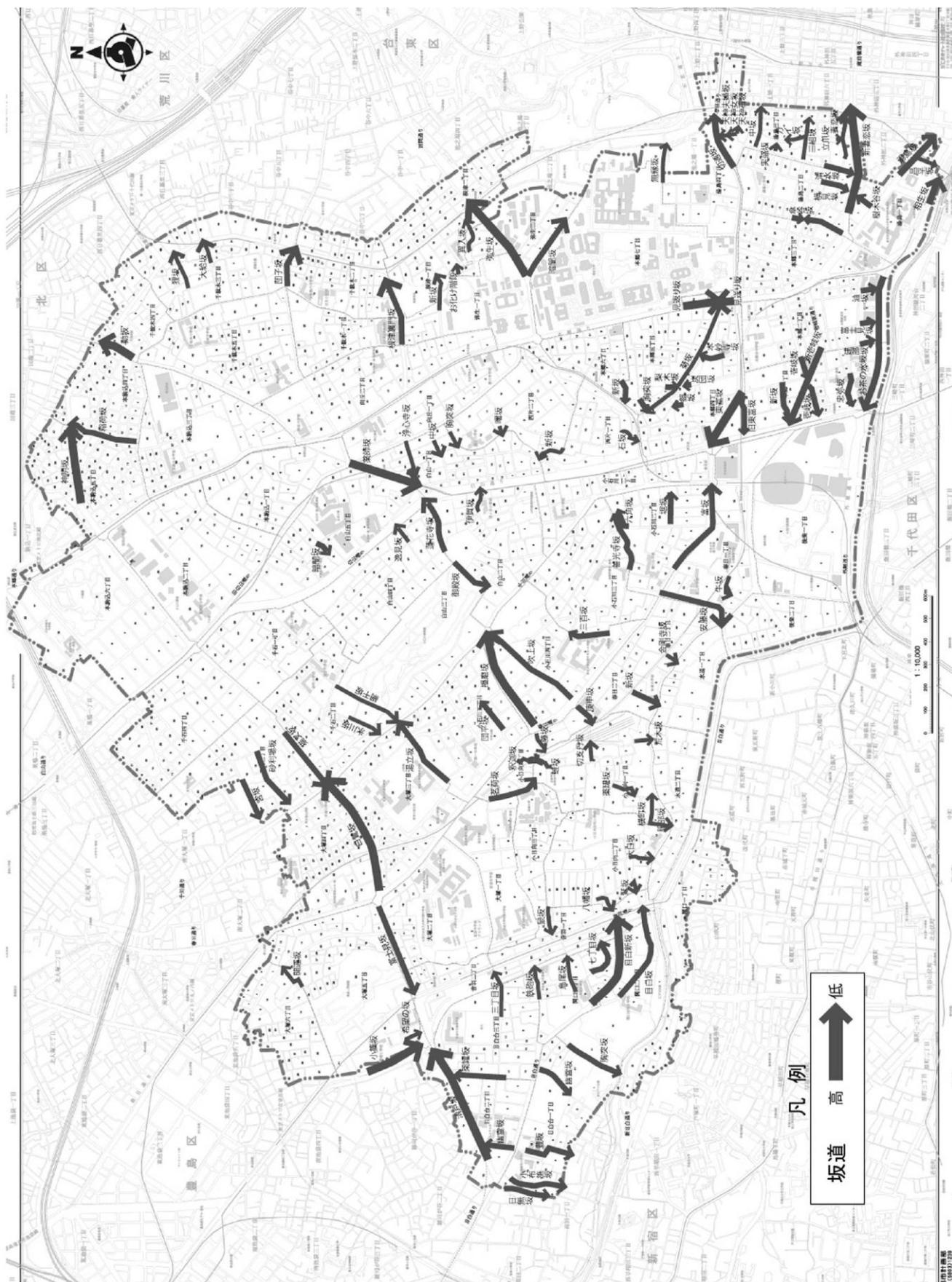
(景観特性基準1) 坂 道

○基準が適用される場所

- ・区内にあるすべての坂道の沿道敷地

文京区内の主な坂道の一覧

- | | | |
|----------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 1 相生坂(昌平坂) | 39 石坂 | 77 三百坂(三貊坂) |
| 2 昌平坂(団子坂) | 40 新坂(福山坂) | 78 御殿坂
(大坂・富士見坂・御殿表門坂) |
| 3 湯島坂(明神坂・本郷坂) | 41 曙坂(徳永坂) | 79 吹上坂(禿坂) |
| 4 樹木谷坂(地獄谷坂) | 42 胸突坂(峰月坂・新道坂) | 80 播磨坂 |
| 5 妻恋坂
(大超坂・大長坂・大帳坂・大潮坂) | 43 中坂 | 81 団平坂(丹平坂・袖引坂) |
| 6 新妻恋坂 | 44 浄心寺坂(お七坂) | 82 金剛寺坂(蝙蝠坂・新鷲坂) |
| 7 清水坂 | 45 薬師坂
(薬師寺坂・浄雲寺坂・白山坂) | 83 新坂(今井坂) |
| 8 横見坂(横根坂) | 46 伊賀坂 | 84 荒木坂 |
| 9 立爪坂(芥坂) | 47 蓮華寺坂(蓮花寺坂・御殿裏門坂) | 85 庚申坂(切支丹坂) |
| 10 三組坂 | 48 逸見坂 | 86 切支丹坂(幽霊坂) |
| 11 ガイ坂(芥坂) | 49 暗闇坂 | 87 藤坂(富士坂・禿坂) |
| 12 実盛坂 | 50 暗闇坂 | 88 釈迦坂 |
| 13 中坂(仲坂) | 51 弥生坂(鉄砲坂) | 89 蛙坂(復坂) |
| 14 天神石坂(天神男坂) | 52 異人坂 | 90 茗荷坂 |
| 15 天神女坂 | 53 お化け階段 | 91 薬罐坂(野罐坂) |
| 16 天神夫婦坂 | 54 新坂(権現坂・S坂) | 92 横町坂 |
| 17 切通坂 | 55 根津裏門坂 | 93 服部坂 |
| 18 無縁坂(武縁坂) | 56 団子坂(潮見坂・千駄木坂・七面坂) | 94 大日坂(八幡坂) |
| 19 傘谷坂 | 57 大給坂 | 95 鷺坂 |
| 20 油坂(揚場坂) | 58 狸坂 | 96 八幡坂 |
| 21 富士見坂 | 59 動坂(不動・堂坂) | 97 鼠坂 |
| 22 建部坂(初音坂) | 60 稻荷坂 | 98 目白坂(不動坂) |
| 23 お茶の水坂 | 61 神明坂 | 99 目白新坂(新坂・椿坂) |
| 24 忠弥坂 | 62 網干坂(網曳坂) | 100 鉄砲坂 |
| 25 杓岐坂(杓岐殿坂) | 63 氷川坂(簀川坂) | 101 三丁目坂 |
| 26 新杓岐坂 | 64 湯立坂(湯坂) | 102 鳥尾坂 |
| 27 新坂(外記坂) | 65 宮坂 | 103 七丁目坂 |
| 28 東富坂(真砂坂) | 66 砂利場坂 | 104 胸突坂(水神坂) |
| 29 旧東富坂(鷲坂・飛坂) | 67 猫又坂(猫狸坂・猫股坂) | 105 幽霊坂 |
| 30 見送り坂 | 68 白鷺坂 | 106 豊坂 |
| 31 見返り坂 | 69 富士見坂 | 107 小布施坂 |
| 32 本妙寺坂 | 70 開運坂 | 108 日無坂(東坂) |
| 33 炭団坂 | 71 富坂(西富坂・飛坂・鷲坂) | 109 幽霊坂(遊霊坂) |
| 34 梨木坂(梨坂) | 72 牛坂(鯨干坂・蠣殻坂・潮見坂) | 110 薬罐坂(夜寒坂) |
| 35 鐘坂 | 73 安藤坂(網干坂・安藤殿坂) | 111 清戸坂(清土坂) |
| 36 菊坂 | 74 堀坂(宮内坂・源三坂) | 112 小篠坂(小笹坂) |
| 37 胸突坂 | 75 六角坂 | 113 希望の坂 |
| 38 新坂 | 76 善光寺坂 | |



資一1 文京区内の主な坂道の位置図

(景観特性基準2) 歴史的資産

○基準が適用される場所

- ・歴史的資産又は歴史的資産が存する敷地の周辺敷地

歴史的資産の一覧

—文化財の一覧—

◇国指定重要文化財(建造物)

- 1 護国寺本堂
- 2 護国寺月光殿(旧日光院客殿)
- 3 旧加賀屋敷御守殿門(赤門)
- 4 根津神社本殿、幣殿、拝殿、唐門、西門、透塀、楼門(計7棟)
- 5 旧東京医学校本館
- 6 旧磯野家住宅主屋表門土地

◇国指定特別史跡及び特別名勝

- 7 小石川後楽園

◇国指定特別名勝

- 8 六義園

◇国指定史跡等

- 9 湯島聖堂

◇都指定有形文化財(建造物)

- 10 半床庵
- 11 湯島天満宮表鳥居
- 12 求道会館
- 13 旧細川侯爵邸

◇都指定史跡

- 14 井上哲次郎宅跡
- 15 徳田秋声旧宅

- 16 駒込名主屋敷

◇都指定名勝

- 17 旧安田楠雄邸庭園

◇区指定有形文化財(建造物)

- 18 日本女子大学・成瀬記念講堂
- 19 吉祥寺経蔵
- 20 護国寺大師堂
- 21 護国寺薬師堂
- 22 護国寺惣門
- 23 護国寺鐘楼

- 24 講安寺本堂および庫裏

- 25 西教寺表門(朱殿門)

- 26 護国寺仁王門

- 27 旧成瀬仁蔵住宅

(日本女子大学成瀬記念館分館)

◇国登録有形文化財(建造物)

- 28 東京大学大講堂(安田講堂)

- 29 村川家住宅主屋

- 30 村川家住宅洋館

- 31 村川家住宅蔵

- 32 村川家住宅門

- 33 弥生正緑館(渋谷家住宅洋館)主屋

- 34 弥生正緑館(渋谷家住宅洋館)庭門

- 35 新町館(三宅家住宅)

- 36 さかえビル

- 37 平野家住宅主屋

- 38 平野家住宅洋館

- 39 平野家住宅蔵

- 40 平野家住宅茶室

- 41 平野家住宅門

- 42 平野家住宅茶室門

- 43 橋本家住宅

- 44 東京大学本郷正門及び門衛所

- 45 東京大学工学部1号館

- 46 東京大学法文1号館

- 47 東京大学法文2号館

- 48 東京大学法学部3号館

- 49 東京大学工学部列品館

- 50 日本基督教団本郷中央教会

- 51 金澤家住宅主屋

- 52 金澤家住宅洋館

- 53 金澤家住宅門及び塀

- 54 はん亭

- 55 鳳明館本館

- 56 日本基督教団根津教会

- 57 日本基督教団根津教会門及び塀

- 58 島蘭家住宅主屋

- 59 棚澤書店

- 60 旧伊勢屋質店見世

- 61 旧伊勢屋質店土蔵

- 62 旧伊勢屋質店座敷棟

- 63 椿山荘三重塔

- 64 瀬川家住宅(旧古市家住宅)主屋

- 65 瀬川家住宅(旧古市家住宅)蔵

- 66 進開屋

- 67 伊勢五主屋

- 68 伊勢五蔵

- 69 椿山荘残月

- 70 日本聖公会東京教区

東京諸聖徒教会礼拝堂

- 71 芦葉家住宅倉庫

- 72 芦葉家住宅門

- 73 お茶の水女子大学本館

- 74 お茶の水女子大学講堂

- 75 お茶の水女子大学表門

- 76 お茶の水女子大学付属幼稚園舎

- 77 田口家住宅主屋

- 78 東京大学野球場観覧席

ダッグアウト及びフェンス

—寺社仏閣の一覧—

◇寺院

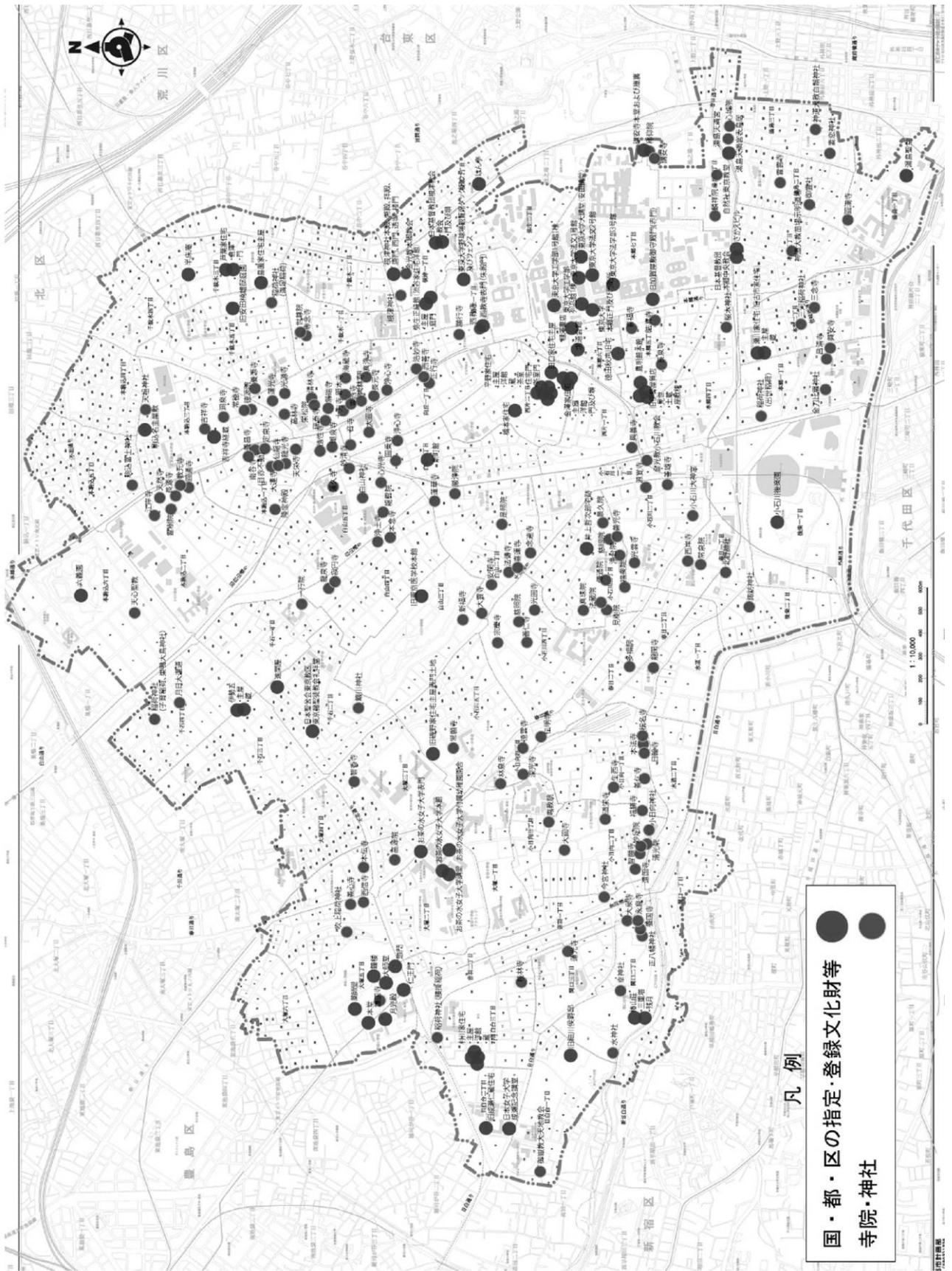
1 安閑寺
2 一音寺
3 一行院
4 栄松院
5 永泉寺
6 圓乗寺
7 圓通寺
8 圓満寺
9 海蔵寺
10 願行寺
11 喜運寺
12 吉祥寺
13 喜福寺
14 教元寺
15 景久院
16 桂林寺
17 源覚寺
18 還国寺
19 見樹院
20 顕本寺
21 講安寺
22 興安寺
23 光雲寺
24 光圓寺
25 江岸寺
26 高源院
27 光源寺
28 興善寺
29 浩妙寺
30 高林寺
31 護国寺
32 巖浄院
33 西岸寺
34 西教寺
35 西信寺
36 西善寺
37 三念寺
38 慈眼院
39 慈照院
40 寂円寺
41 十方寺
42 常願寺

43 正行寺
44 称仰院
45 浄心寺
46 浄心寺
47 常瑞寺
48 昌清寺
49 生西寺
50 常泉院
51 定泉寺
52 浄台院
53 常德寺
54 浄土寺
55 稱名寺
56 心光寺
57 深光寺
58 真珠院
59 心城院
60 真浄寺
61 新福寺
62 瑞泰寺
63 清光院
64 清林寺
65 是照院
66 世尊院
67 専教院
68 善光寺
69 専西寺
70 善心寺
71 善仁寺
72 善仁寺
73 専念寺
74 善雄寺
75 仙龍寺
76 宗慶寺
77 大運寺
78 大雲寺
79 大圓寺
80 大圓寺
81 大泉寺
82 大林寺
83 多福院
84 智願寺
85 智香寺

86 長元寺
87 長源寺
88 長泉寺
89 潮泉寺
90 天栄寺
91 傳通院
92 天然寺
93 伝明寺
94 道栄寺
95 洞泉寺
96 徳雲寺
97 徳源院
98 徳性寺
99 南谷寺
100 日輪寺
101 念速寺
102 福衆院
103 福勝寺
104 法真寺
105 法蔵院
106 法傳寺
107 本伝寺
108 本念寺
109 本法寺
110 妙清寺
111 妙足院
112 養源寺
113 養国寺
114 養昌寺
115 龍雲院
116 龍閑寺
117 龍光寺
118 龍泉寺
119 麟祥院
120 林泉寺
121 靈雲寺
122 靈樹院
123 蓮久寺
124 蓮華寺
125 蓮光寺
126 蓮光寺

◇神社

127 巖川神社
128 稻荷神社
(満足稻荷)
129 富士神社
130 三河稻荷神社
131 桜木神社
132 湯島神社
133 妻恋神社
134 水神社
135 正八幡神社
136 幸神社
137 今宮神社
138 稻荷神社
(子育稻荷、巢鴨大鳥神社)
139 稻荷神社
(出世稻荷)
140 諏訪神社
141 北野神社
142 稻荷神社
(腰掛稻荷)
143 小日向神社
144 天祖神社
145 御霊社
146 白山神社
147 根津神社
148 吹上稻荷神社
149 小石川大神宮
150 金刀比羅神社
(金刀比羅宮東京分社)
151 神道大教苗場示明道場
152 神道大教白鬚神社
153 神道大教北畠公大教会
154 神道大教伏見公社
155 自然社東京教堂
156 神道集成派開元教会
157 御嶽教大天地教会
158 金光教本郷教会
159 金光教小石川教会
160 天心聖教
161 月日大還道
162 隆宝神殿



資一2 歴史的資産の位置図

(景観特性基準3) まちのまとまり

○基準が適用される場所

- ・まちのまとまりとして指定した区域内の建築物等。

個性あるまちのまとまりの一覧

—低層住宅地の一覧—

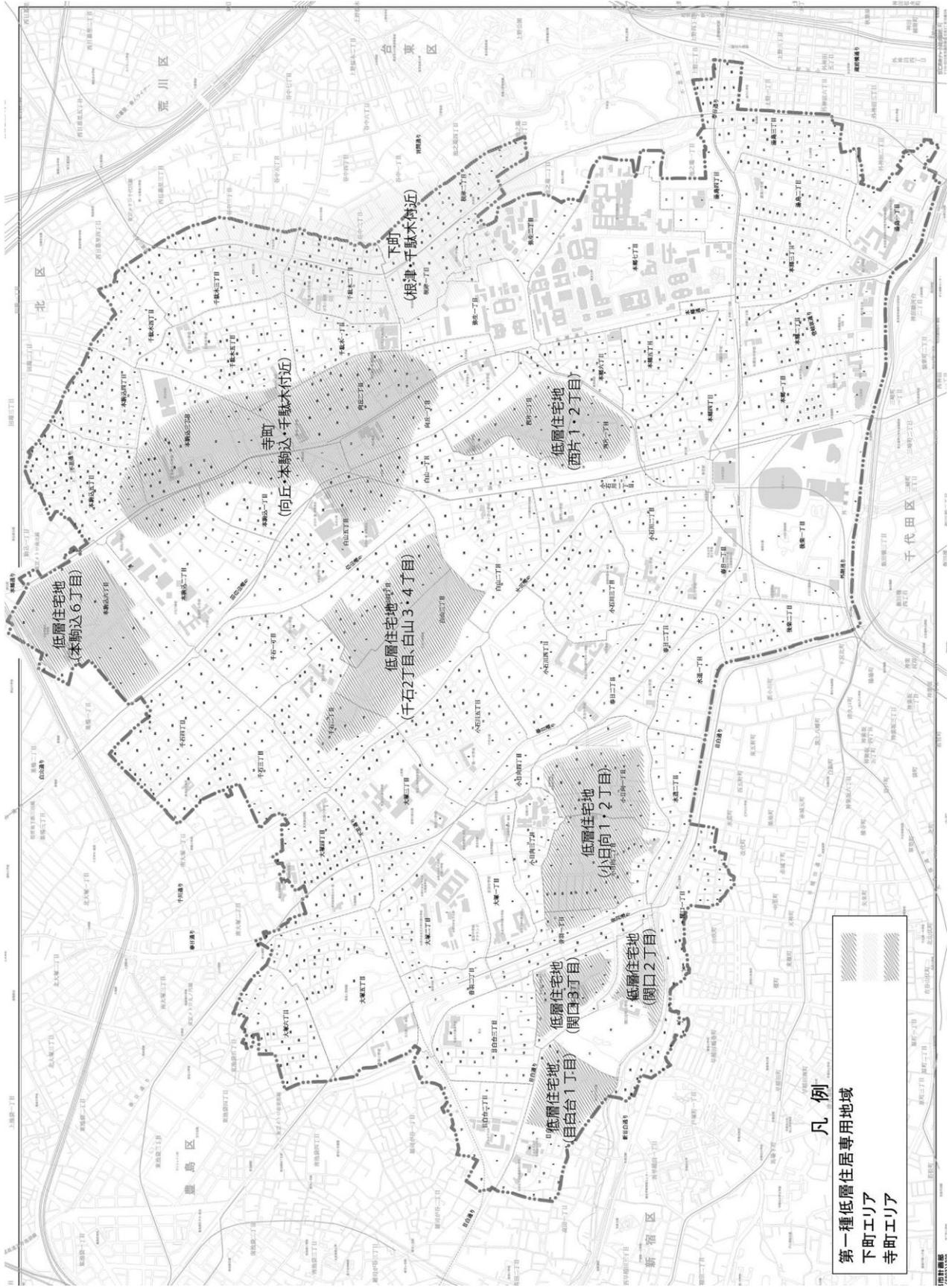
- 1 本駒込 6 丁目の一部
- 2 千石 2 丁目、白山 3 丁目、4 丁目の一部
- 3 西片 1 丁目、2 丁目の一部
- 4 関口 3 丁目の一部
- 5 関口 2 丁目の一部
- 6 小日向 1 丁目、2 丁目の一部
- 7 目白台 1 丁目の一部

—寺町—

- 1 向丘、千駄木、本駒込の一部

—下町—

- 1 根津、千駄木の一部



資-3 まちのまとまりの位置図

(景観特性基準4) 幹線道路等

○基準が適用される場所

- ・文京区都市マスタープランに位置付けられた幹線道路（主要幹線道路、生活幹線道路）及びコミュニティ道路（千駄木小学校前通り）の沿道敷地

幹線道路の一覧

- 1 主要幹線道路
- 2 生活幹線道路
- 3 コミュニティ道路（千駄木小学校前通り）

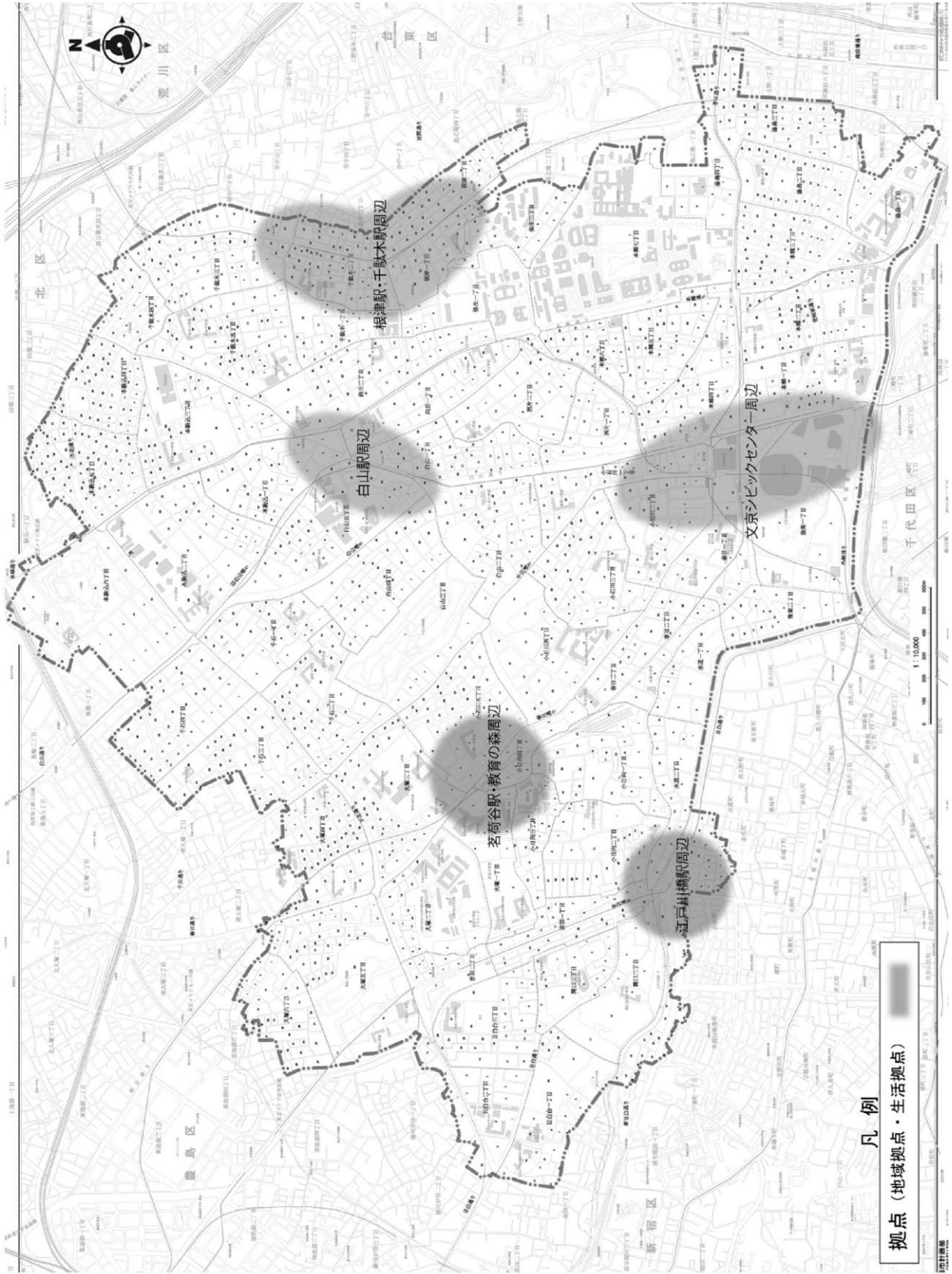
(景観特性基準5) 拠点

○基準が適用される場所

- ・文京区都市マスタープランに位置付けられた拠点（地域拠点、生活拠点）における敷地

拠点の一覧

- 1 都心地域（文京シビックセンター周辺）
- 2 下町隣接地域（根津駅・千駄木駅周辺）
- 3 山の手地域（茗荷谷駅・教育の森公園周辺）
- 4 白山駅周辺
- 5 江戸川駅周辺



資一5 拠点の位置図

(景観特性基準6) 緑のまとめり

○基準が適用される場所

- ・大規模な緑のまとめりの区域内にある敷地
- ・公園等（公園、市民緑地、都立公園、準公園）の周辺敷地

表3-8 大規模な緑のまとめり及び公園等の一覧

◇大規模な緑のまとめり	◇公園	29 本郷給水所公苑
1 六義園一帯	1 大塚公園	30 六義公園
2 護国寺一帯	2 元町公園	31 後楽公園
3 小石川植物園一帯	3 須藤公園	32 千駄木公園
4 教育の森公園一帯	4 駒込公園	33 教育の森公園
5 音羽中学校前通り一帯	5 新花公園	34 駒込林町公園
6 東京大学一帯	6 清和公園	35 西片公園
7 新江戸川公園・ 江戸川公園一帯	7 白山公園	36 関口三丁目公園
8 小石川後楽園一帯	8 江戸川公園	37 千石緑地
9 湯島聖堂一帯	9 大塚窪町公園	38 春木町公園
	10 久堅公園	39 大塚坂下町公園
	11 竹早公園	40 はつね広場
	12 窪町東公園	41 小石川三丁目緑地
	13 大塚仲町公園	42 団子坂上広場
	14 富士前公園	43 目白台運動公園
	15 礪川公園	
	16 切通公園	◇市民緑地
	17 神明公園	44 千駄木ふれあいの杜
	18 動坂公園	
	19 新大塚公園	◇都立公園
	20 文京宮下公園	45 小石川後楽園
	21 神明北公園	46 六義園
	22 お茶の水公園	
	23 千石公園	◇準公園
	24 関口台公園	47 占春園
	25 神明都電庫跡公園	48 小石川植物園
	26 新江戸川公園	
	27 小日向公園	
	28 鷺籠町公園	

